



福岡県医発第91号(地)

平成25年 4月 8日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

予防接種法の一部を改正する法律の施行等について

今般、標記の件に関しまして、日本医師会より予防接種法の一部改正する法律、予防接種法施行令及び厚生科学審議会例の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則等の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布され、4月1日から施行、適用されることとなり、厚生労働省健康局長より各都道府県知事宛に通知がなされた旨、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本改正に伴い、別添のとおり「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」及び「母子保健法施行規則の一部を改正する省令の公布及び母子健康手帳の記載事項の取扱い等について」が厚生労働省より発出されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ3)
平成25年4月1日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

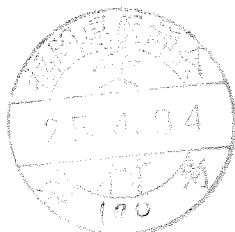
予防接種法の一部を改正する法律の施行等について

予防接種法の一部を改正する法律、予防接種法施行令及び厚生科学審議会令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則等の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布され、4月1日から施行、適用されることとなり、厚生労働省健康局長より各都道府県知事宛別添の通知がなされました。

本改正の主な内容は、一類疾病をA類疾病、二類疾病とB類疾病とし、A類疾病の対象疾病にH i b感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を追加すること、厚生労働大臣は予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため予防接種基本計画を定めるものとし、また、同計画及び個別予防接種推進指針を定め、若しくは変更しようとするとき等は、あらかじめ厚生科学審議会の意見を聴かなければならないものとする、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していることを知ったときは、厚生労働大臣に報告しなければならないとすること等であります。

また、本改正に伴い、別添のとおり「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」及び「母子保健法施行規則の一部を改正する省令の公布及び母子健康手帳の記載事項の取扱い等について」が厚生労働省より発出されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



健 発 0 3 3 0 第 1 号
平成 2 5 年 3 月 3 0 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法の一部を改正する法律の施行等について

予防接種法の一部を改正する法律（平成25年法律第8号。以下「改正法」という。）、予防接種法施行令及び厚生科学審議会令の一部を改正する政令（平成25年政令第119号。以下「改正政令」という。）及び予防接種法施行規則等の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第50号。以下「改正省令」という。）が本日公布されたところであるが、その改正の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本日、本通知と併せて「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）及び「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日付健発0330第3号、薬食発0330第1号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）を発出しているところである。

記

第一 改正法関係

1 改正の趣旨

我が国における予防接種の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が予防接種に関する基本的な計画を策定すること、新たにH i b感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を定期の予防接種の対象とすること、定期の予防接種等の適正な実施のための措置に関する規定を整備すること等所要の措置を講ずること。

2 改正の要点

一 目的に関する事項

法の目的を、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るものとする。こと。（第1条関係）

二 対象疾病に関する事項

- (1) 一類疾病をA類疾病とし、対象疾病にH i b感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を追加するとともに、人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種法を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病を対象とすること。（第2条第2項関係）
- (2) 二類疾病をB類疾病とし、インフルエンザのほか、個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病を対象疾病とすること。（第2条第3項関係）

三 予防接種基本計画等に関する事項

- (1) 厚生労働大臣は、予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接種基本計画を定めるものとする。こと。（第3条関係）
- (2) 厚生労働大臣は、A類疾病及びB類疾病のうち特に総合的に予防接種を推進する必要があるものに係る予防接種について、個別予防接種推進指針を1の予防接種基本計画に即して定めるものとする。こと。（第4条関係）

四 定期の予防接種等の適正な実施のための措置に関する事項

- (1) 病院若しくは診療所の開設者又は医師は、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していることを知ったときは、厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。こと。また、厚生労働大臣は、当該報告があったときは、その内容を当該定期の予防接種等を行った市町村長又は都道府県知事に通知するものとする。こと。（第12条関係）
- (2) 厚生労働大臣は、1の報告の状況について厚生科学審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、予防接種の適正な実施のために必要な措置を講ずるものとする。こと。（第13条第1項関係）
- (3) 厚生科学審議会は、予防接種の適正な実施のために必要な措置につ

いて、調査審議し、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を述べるができるものとする。こと。(第13条第2項関係)

(4) 2により厚生労働大臣が厚生科学審議会への報告又は必要な措置を行うに当たっては、1の報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。こと。(第13条第3項関係)

(5) 厚生労働大臣は、地方公共団体、病院又は診療所の開設者、医師、ワクチン製造販売業者及び予防接種を受けた者又はその保護者その他の関係者に対し、4の調査を実施するため必要な協力を求めることができるものとする。こと。(第13条第4項関係)

(6) 厚生労働大臣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に4の情報の整理又は調査を行わせることができるものとし、機構が当該情報の整理又は調査を行ったときは、遅滞なく、当該情報の整理又は調査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならないものとする。こと。(第14条関係)

五 国等の責務に関する事項

(1) 国は、予防接種の円滑かつ適正な実施を確保するため、予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保等に関し必要な措置を講ずるものとする。こと。(第23条第2項関係)

(2) 国は、予防接種による免疫の獲得の状況に関する調査及び研究を行うものとする。こと。(第23条第4項関係)

(3) 病院又は診療所の開設者、医師、ワクチン製造販売業者及び予防接種を受けた者又はその保護者その他の関係者は、国の責務の遂行に必要な協力をするよう努めるものとする。こと。(第23条第5項関係)

六 厚生科学審議会の意見の聴取に関する事項

厚生労働大臣は、三の1の予防接種基本計画及び三の2の個別予防接種推進指針を定め、若しくは変更しようとするとき等は、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならないものとする。こと。(第24条関係)

3 施行期日等

一 平成25年4月1日から施行すること。ただし、一部の附則規定については、公布の日（平成25年3月30日）から施行すること。(附則第1条関係)

二 政府は、この法律の施行後5年を目途として、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生状況その他この法律による改正後の予防接種法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の予防接種

法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。こと。(附則第2条関係)

- 三 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、厚生労働省設置法等関係法律について所要の改正を行うものとする。こと。
(附則第3条から第19条まで関係)

第二 改正政令関係

1 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）の一部改正

- 一 H i b感染症及び小児の肺炎球菌感染症の定期の予防接種の対象者を生後2月から生後60月に至るまでの間にある者とし、ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種の対象者を12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子とすること。(第1条の2関係)

- 二 A類疾病に係る定期の予防接種を行った者は、その徴収する額は、予防接種を受けた者又はその保護者の負担能力、地域の実情その他の事情を勘案して、当該予防接種について、実費を徴収するかどうかを決定するとともに、徴収する場合にあつては徴収する者の基準及び徴収する額を定めるものとする。こと。(第33条第2項関係)

2 厚生科学審議会令（平成12年政令第283号）の一部改正

- 厚生科学審議会に、感染症分科会に代えて予防接種・ワクチン分科会を置くものとする。こと。

3 施行期日

- 平成25年4月1日から施行すること。

第三 改正省令関係

1 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）の一部改正

- 一 厚生労働大臣が個別予防接種推進指針を定める疾病は、現行と同様、麻しん、結核及びインフルエンザとすること。(第1条関係)
- 二 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の特別の事情により、H i b感染症又は小児の肺炎球菌感染症の予防接種を受けることができなかったと認められる者について、特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、当該疾病の定期接種の対象者とする場合において、その上限年齢は、10歳に達するまでの間とすること。
(第2条の5関係)
- 三 結核に係る予防接種を受けた者の数に関する1月ごとの市町村長の報告を廃止するものとする。こと。(第3条関係)

四 予防接種済証の様式は、下記のとおりとすること（別添）。また、改正省令の施行前の規定により使用されている予防接種済証は、なお効力を有するものとし、旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。（第4条及び改正省令附則第2条関係）

(1) 法第5条第1項の規定による予防接種 様式第一

(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による予防接種 様式第二

五 第一の2の四(1)の報告すべき症状は、次の表の対象疾病ごとにそれぞれ掲げるものであって、それぞれ掲げる接種からの期間内に確認されたものとする。（第5条関係）

対 象 疾 病	症 状	期 間
ジフテリア、 百日せき、急 性灰白髄炎、 破傷風	アナフィラキシー	4時間
	けいれん	7日
	血小板減少性紫斑病	28日
	脳炎又は髄膜炎	28日
	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間
麻しん、風し ん	アナフィラキシー	4時間
	急性散在性脳脊髄炎	28日
	けいれん	21日
	血小板減少性紫斑病	28日
	脳炎又は髄膜炎	28日
	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間
日本脳炎	アナフィラキシー	4時間
	急性散在性脳脊髄炎	28日
	けいれん	7日
	血小板減少性紫斑病	28日
	脳炎又は髄膜炎	28日
	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

	体の機能の障害に至るおそれのあるもの	
結核	アナフィラキシー	4時間
	化膿性リンパ節炎	4月
	全身播種性BCG感染症	1年
	BCG骨炎（骨髄炎、骨膜炎）	2年
	皮膚結核様病変	3月
	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間
H i b感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）	アナフィラキシー	4時間
	けいれん	7日
	血小板減少性紫斑病	28日
	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間
ヒトパピローマウイルス感染症	アナフィラキシー	4時間
	急性散在性脳脊髄炎	28日
	ギラン・バレー症候群	28日
	血管迷走神経反射（失神を伴うものに限る。）	30分
	血小板減少性紫斑病	28日
	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間
インフルエンザ	アナフィラキシー	4時間
	肝機能障害	28日
	間質性肺炎	28日
	急性散在性脳脊髄炎	28日
	ギラン・バレー症候群	28日
	けいれん	7日
	血管炎	28日
	血小板減少性紫斑病	28日
	喘息発作	24時間
	ネフローゼ症候群	28日

	脳炎又は髄膜炎	28日
	皮膚粘膜眼症候群	28日
	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

六 第一の２の四(1)の報告は、次に掲げる事項について速やかに行うものとする。なお、当該報告は、「定期の予防接種等による副反応のお報告等の取扱いについて」（平成25年３月30日付健発0330第３号、薬食発0330第１号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）で示す様式１により行うことが可能であること。（第６条関係）

- (1) 被接種者の氏名、性別、生年月日、接種時の年齢及び住所
- (2) 報告者の氏名並びに報告者が所属し、又は開設した医療機関の名称、住所及び電話番号
- (3) 被接種者が報告に係る予防接種を受けた期日及び場所
- (4) 報告に係る予防接種に使用されたワクチンの種類、製造番号又は製造記号、製造所の名称及び接種回数
- (5) 予防接種を受けたことによるものと疑われる症状並びに当該症状の発症時刻及び概要
- (6) その他必要な事項

七 第一の２の四(1)の市町村長等への通知は、前記六の(1)から(6)までに掲げる事項について速やかに行うものとする。（第７条関係）

八 第一の２の四(6)の独立行政法人医薬品医療機器総合機構から厚生労働大臣への通知は、次に掲げる事項について速やかに行うものとする。（第８条関係）

- (1) 情報の整理を行った件数及びその結果
- (2) 調査の結果
- (3) その他必要な事項

２ 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の一部改正

一 H i b感染症の予防接種

- (1) H i b感染症の予防接種の初回接種は、次の表の対象者ごとにそれぞれ掲げる方法で行うものとする。（第17条第１項関係）

対 象 者	方 法
初回接種の開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者	乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを27日（医師が必要と認めるときは、20日）から56日までの間隔において3回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.

	5ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者	乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを27日（医師が必要と認めるときは、20日）から56日までの間隔において2回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後12月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者	乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。

- (2) H i b 感染症の予防接種の追加接種は、初回接種の開始時に生後2月から生後12月に至るまでの間にあった者に対し、初回接種終了後7月から13月までの間隔において、乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとすること。

（第17条第2項関係）

- (3) (1)又は(2)の接種の間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていること等のやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、その要因が解消された後、対象期間内に速やかに接種したときは、(1)又は(2)の接種の間隔をおいたものとみなすものとする。こと。（第17条第3項関係）

- (4) 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の特別の事情により、H i b 感染症の予防接種を受けることができなかったと認められる者について、当該疾病の定期接種の対象者とする場合においては、乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとすること。（第17条第4項関係）

三 小児の肺炎球菌感染症の予防接種

- (1) 小児の肺炎球菌感染症の予防接種の初回接種は、次の表の対象者ごとにそれぞれ掲げる方法で行うものとする。こと。（18条第1項関係）

対 象 者	方 法
初回接種の開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者	生後12月に至るまでの間に、沈降7価肺炎球菌結合型ワクチンを27日以上の間隔において3回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にあ	生後12月に至るまでの間に、沈降7価肺炎球菌結合型ワクチンを27日以上の間隔において2回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットル

る者	とする。
初回接種の開始時に生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでの間にある者	沈降7価肺炎球菌結合型ワクチンを60日以上の間隔をおいて2回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者	沈降7価肺炎球菌結合型ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。

- (2) 小児の肺炎球菌感染症の予防接種の追加接種は、次の表の対象者ごとにそれぞれ掲げる方法で行うものとする。こと。(第18条第2項関係)

対 象 者	方 法
初回接種の開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にあった者	(1)の初回接種に係る最後の注射終了後60日以上の間隔をおいて沈降7価肺炎球菌結合型ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にあった者	(1)の初回接種に係る最後の注射終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において、沈降7価肺炎球菌結合型ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。

- (3) 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の特別の事情により、小児の肺炎球菌感染症の予防接種を受けることができなかったと認められる者について、当該疾病の定期接種の対象者とする場合においては、沈降7価肺炎球菌結合型ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとすること。(第17条第4項関係)

四 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種

- (1) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種の初回接種は、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを1月から2月半までの間隔をおいて2回筋肉内に注射した後、1回目接種から5月から12月までの間隔をおいて1回筋肉内に注射するか、又は、組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを1月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射した後、3月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとすること。(第19条第1項関係)

- (2) (1)の接種の間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていること等のやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、その要因が解消された後、対象期間内に速やかに接種したときは、(1)の接種の間隔をおいたものとみなすものとする。こと。(第19条第2項関係)

五 平成22年11月26日から平成25年3月31日までの間に「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」(平成22年11月26日付健発1126第10号、薬食発1126第3号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知)に基づき、対象者が一部接種したH i b感染症、小児の肺炎球菌感染症又はヒトパピローマウイルス感染症の予防接種の回数については、これを定期の予防接種とみなし、残りの接種回数を決定すること。なお、当該通知に基づき接種を完了した者は、予防接種法施行令第1条の2第1項及び予防接種法施行規則第2条第1号に基づき、接種の対象者から除外すること。(附則第3条から第5条まで関係)

3 施行期日

平成25年4月1日から施行すること。

第四 その他

ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を行う際は、使用するワクチンについて、子宮頸がんそのものを予防する効果は現段階で証明されていないものの、子宮頸がんの原因となるがんに移行する前段階の病変の発生を予防する効果は確認されており、定期接種が子宮頸がんの予防を主眼としたものであることが適切に伝わるよう努めるとともに、接種に当たっては、子宮頸がん検診の受診や性感染症予防の重要性についても十分に説明すること。

様式第一（第四条第二項第一号関係）

No.					予防接種済証（第 期）（定期）			
					住 所			
					氏 名			
					年	月	日生	
予防接種を行った年月日								
第	回	年	月	日				
第	回	年	月	日				
第	回	年	月	日				
第	回	年	月	日				
年		月		日				
					都道府県			
					市区町村長氏名			
					印			

備考 不要の文字は抹消して用いること

様式第二（第四条第二項第二号関係）

No					予防接種済証（第 期）（臨時）		
					住 所		
					氏 名		
					年	月	日生
予防接種を行った年月日							
第	回	年	月	日			
第	回	年	月	日			
第	回	年	月	日			
第	回	年	月	日			
年		月	日				
都道府県							
知事又は市区町村長氏名							
印							

備考 不要の文字は抹消して用いること

平成25年3月30日
健 発 0330 第2号

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について

予防接種法(昭和23年法律68号)第5条第1項の規定により市町村長が行う予防接種については、下記事項のとおりその具体的運営を図ることとしたので、貴職におかれては、貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を含む。)及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言とし、平成25年4月1日から適用する。

記

1 定期接種実施要領

予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施に当たっては、予防接種法等関係法令を遵守するとともに、別添「定期接種実施要領」によること。

2 通知の廃止

本通知の適用に伴い、「定期の予防接種の実施について」(平成17年1月17日付健発第0127005号厚生労働省健康局長通知)、「定期のインフルエンザ予防接種の実施について」(平成17年6月16日付健発第0616002号厚生労働省健康局長通知)及び「日本脳炎の定期の予防接種について」(平成22年4月1日付健発0401第19号、薬食発0401第25号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知)は、平成25年3月31日をもって廃止する。

定期接種実施要領

第1 総論

1 予防接種台帳

市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）の対象者について、あらかじめ住民基本台帳その他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料等に基づき様式第一の予防接種台帳を参考に作成し、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「政令」という。）第 6 条の 2 や文書管理規程等に従い、少なくとも 5 年間は適正に管理・保存すること。

また、予防接種台帳を未接種者の把握等に有効活用するため、電子的な管理を行うことが望ましい。

2 対象者等に対する周知

- (1) 定期接種を行う際は、政令第 5 条の規定による公告を行い、政令第 6 条の規定により定期接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項が十分周知されること。その周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。

ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を行う際は、使用するワクチンについて、子宮頸がんそのものを予防する効果は現段階で証明されていないものの、子宮頸がんの原因となるがんに移行する前段階の病変の発生を予防する効果は確認されており、定期接種が子宮頸がんの予防を主眼としたものであることが適切に伝わるよう努めるものとし、また、B 類疾病（インフルエンザ）の定期接種を行う際は、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものであることを明示した上で、上記内容が十分周知されること。

- (2) 予防接種の対象者又はその保護者に対する周知を行う際は、必要に応じて、母子健康手帳の持参、費用等も併せて周知すること。なお、母子健康手帳の持参は必ずしも求めるものではないが、接種を受けた記録を本人が確認できるような措置を講じること。
- (3) 近年、定期接種の対象者に外国籍の者が増えていることから、英文等による周知等に努めること。
- (4) 麻しんの定期接種については、「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号）において、第 1 期及び第 2 期の接種率目標を 95% 以上と定めていることから、予防接種を受けやすい環境を整え、接種率の向上を図ること。

3 予防接種実施状況の把握

(1) 既接種者及び未接種者の確認

予防接種台帳等の活用により、「7 予防接種の実施計画」で設定した接種予定時期を前提として、接種時期に応じた既接種者及び未接種者の数を早期のうちに確認し、管内における予防接種の実施状況についての確に把握すること。

(2) 未接種者への再度の接種勧奨

A類疾病の定期接種の対象者について、本実施要領における実施時期を過ぎてもなお、接種を行っていない未接種者については、疾病罹患予防の重要性、当該予防接種の有効性、発生しうる副反応及び接種対象である期間について改めて周知した上で、本人及びその保護者への個別通知等を活用して、引き続き接種勧奨を行うこと。

(3) 定期的な健診の機会を利用した接種状況の確認

母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に規定する健康診査（1 歳 6 か月児健康診査）及び学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断（就学時の健康診断）の機会を捉え、市町村長は、定期接種の対象となっている乳幼児の接種状況について、保健所又は教育委員会と積極的に連携することにより、その状況を把握し、未接種者に対しては、引き続き接種勧奨を行うこと。

4 予防接種に関する周知

市町村長は、予防接種制度の概要、予防接種の有効性・安全性及び副反応その他接種に関する注意事項等について、十分な周知を図ること。

5 接種の場所

定期接種については、適正かつ円滑な予防接種の実施のため、市町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすること。ただし、予防接種の実施に適した施設において集団を対象にして行うこと（集団接種）も差し支えない。

また、インフルエンザの定期接種の対象者について、接種を希望する者が寝たきり等の理由から、当該医療機関において接種を受けることが困難な場合においては、予防接種を実施する際の事故防止対策、副反応対策等の十分な準備がなされた場合に限り、当該医師による接種を希望する者が生活の根拠を有する自宅や入院施設等において実施しても差し支えない。これらの場合においては、「13 A類疾病の定期接種を集団接種で実施する際の注意事項」に留意すること。

なお、市町村長は、学校等施設を利用して予防接種を行う場合は、管内の教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り実施すること。

6 接種液

(1) 接種液の使用に当たっては、標示された接種液の種類、有効期限内であること及び異常な混濁、着色、異物の混入その他の異常がない旨を確認すること。

(2) 接種液の貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷蔵庫等を使用する方法によること。

また、凍結させないことなど、ワクチンによって留意事項があるので、それぞれ添

付文書を確認の上、適切に貯蔵すること。

7 予防接種の実施計画

(1) 予防接種の実施計画の策定については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 実施計画の策定に当たっては、地域医師会等の医療関係団体と十分協議するものとし、個々の予防接種が時間的余裕をもって行われるよう計画を策定すること。

また、インフルエンザの定期接種については、接種希望者がインフルエンザの流行時期に入る前（通常は 12 月中旬頃まで）に接種を受けられるよう計画を策定すること。

イ 接種医療機関において、予防接種の対象者が他の患者から感染を受けることのないよう、十分配慮すること。

ウ 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者（(ア)から(カ)までに掲げる者をいう。以下同じ。）について、接種を行うことができるか否か疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介する等、一般的な対処方法等について、あらかじめ決定しておくこと。

(ア) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

(イ) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(ウ) 過去にけいれんの既往のある者

(エ) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(オ) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(カ) 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

(2) 市町村長は、予防接種の実施に当たっては、あらかじめ、予防接種を行う医師に対し実施計画の概要、予防接種の種類、接種対象者等について説明すること。

(3) 接種医療機関及び接種施設には、予防接種直後の即時性全身反応等の発生に対応するために必要な薬品及び用具等を備え、又は携行すること。

8 対象者の確認

接種前に、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。

なお、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」（平成 22 年 11 月 26 日厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）に基づき過去に一部接種した回数については、これを踏まえて、残りの接種回数を決定すること。

9 予診票

(1) 乳幼児や主に小学生が接種対象となっている定期接種（ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b 感染症又は小児の肺

炎球菌感染症)については様式第二予防接種予診票(乳幼児・小学生対象)を、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種のうち、接種を受ける者に保護者が同伴する場合及び接種を受ける者が既婚者の場合については様式第三ヒトパピローマウイルス予防接種予診票(保護者が同伴する場合、受ける人が既婚の場合)を、接種を受ける者に保護者が同伴しない場合については様式第四ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票(保護者が同伴しない場合)を、インフルエンザの定期接種については様式第五予防接種予診票を参考にして予診票を作成すること。

なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。

- (2) 作成した予診票については、あらかじめ保護者に配布し、各項目について記入するよう求めること。
- (3) 市町村長は、接種後に予診票を回収し、文書管理規程等に従い、少なくとも5年間は適正に管理・保存すること。

10 予診並びに予防接種不相当者及び予防接種要注意者

- (1) 接種医療機関及び接種施設において、問診、検温、視診、聴診等の診察を接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べる(以下「予診」という。)
- (2) 個別接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、政令第1条の2第2項の規定による対象者に対して行う予防接種、政令附則第4項による日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種(いずれも13歳以上の者に接種する場合に限る。)において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不相当者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答に関する本人への問診を通じ、診察等を実施したうえで、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不相当要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、被接種者が既婚者である場合は、この限りではない。

- (3) 乳幼児に対して定期接種を行う場合は、保護者に対し、接種前に母子健康手帳の提示を求めること。
- (4) インフルエンザの定期接種の実施に際しては、接種を受ける法律上の義務がないことから、対象者が自らの意思で接種を希望していることを確認すること。対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認することも差し支えないが、明確に対象者の意思を確認できない場合は、接種してはならないこと。
- (5) 予診の結果、異常が認められ、予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号以下「実施規則」という。)第6条に規定する者に該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。この場合、インフルエンザの定期接種については、法の趣旨を踏まえ、積極

的な接種勧奨とならないよう特に留意すること。なお、インフルエンザの定期接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者は、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 2 条第 7 号に該当することに留意すること。

- (6) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

1 1 予防接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、定期接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

ただし、政令第 1 条の 2 第 2 項の規定による対象者に対して行う予防接種、政令附則第 4 項による日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（いずれも 13 歳以上の者に接種する場合に限る。）において、保護者が接種の場に同伴しない場合には、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、様式第四予診票を参考に、説明に関する情報を含有している予診票を作成した上で、事前に保護者に配布し、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意することを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとする。

なお、児童福祉施設等において、接種の機会ごとに保護者の文書による同意を得ることが困難であることが想定される場合には、当該施設等において、保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことも差し支えなく、また、被接種者が既婚者である場合は、被接種者本人の同意にて足りるものとする。

1 2 接種時の注意

- (1) 予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- ア 予防接種に従事する者は、手指を消毒すること。
- イ 接種液の使用に当たっては、有効期限内のものを均質にして使用すること。
- ウ バイアル入りの接種液は、栓及びその周囲をアルコール消毒した後、栓を取り外さないで吸引すること。
- エ 接種液が入っているアンプルを開口するときは、開口する部分をあらかじめアルコール消毒すること。
- オ 結核及びヒトパピローマウイルス感染症以外の予防接種にあつては、原則として上腕伸側に皮下接種により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。
- カ 結核の予防接種にあつては、接種前に接種部位をアルコール消毒し、接種に際し

ては接種部位の皮膚を緊張させ、ワクチンの懸濁液を上腕外側のほぼ中央部に滴下塗布し、9本針植付けの経皮用接種針（管針）を接種皮膚面に対してほぼ垂直に保ちこれを強く圧して行うこと。接種数は2箇所とし、管針の円跡は相互に接するものとする。

キ ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種にあつては、ワクチンの添付文書の記載に従って、原則として上腕の三角筋部又は大腿四頭筋に筋肉内注射する。接種前に接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

ク 接種用具等の消毒薬は、十分な濃度のものを使用すること。

（2）被接種者及び保護者に対して、次に掲げる事項を要請すること。

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意し、又は注意させること。

イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受け、又は受けさせること。

ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに当該予防接種を行った市町村（特別区を含む。以下同じ。）の担当部局に連絡すること。

1.3 A類疾病の定期接種を集団接種で実施する際の注意事項

（1）実施計画の策定

予防接種の実施計画の策定に当たっては、予防接種を受けることが適当でない者を確実に把握するため、特に十分な予診の時間を確保できるよう留意すること。

（2）接種会場

ア 冷蔵庫等の接種液の貯蔵設備を有するか、又は接種液の貯蔵場所から短時間で搬入できる位置にあること。

イ 2種類以上の予防接種を同時に行う場合は、それぞれの予防接種の場所が明確に区別され、適正な実施が確保されるよう配慮すること。

（3）接種用具等の整備

ア 接種用具等、特に注射針、体温計等多数必要とするものは、市町村が準備しておくこと。

イ 注射器は、2ミリリットル以下のものを使用すること。

ウ 接種用具等を滅菌する場合は、煮沸以外の方法によること。

（4）予防接種の実施に従事する者

ア 予防接種を行う際は、予診を行う医師1名及び接種を行う医師1名を中心とし、これに看護師、保健師等の補助者2名以上及び事務従事者若干名を配して班を編制し、各班員が行う業務の範囲をあらかじめ明確に定めておくこと。

イ 班の中心となる医師は、あらかじめ班員の分担する業務について必要な指示及び注意を行い、各班員はこれを遵守すること。

（5）安全基準の遵守

市町村長は、医療機関以外での予防接種の実施においては、被接種者に副反応が起

こった際に応急対応が可能なように下記における安全基準を確実に遵守すること。

ア 経過観察措置

市町村長は、予防接種が終了した後に、短時間のうちに、被接種者の体調に異変が起きても、その場で応急治療等の迅速な対応ができるよう、接種が終わった者の身体を落ち着かせ、本人、接種に関わった医療従事者又は実施市町村の職員が接種が終わった者の身体の状態を観察できるように、接種後ある程度の時間は接種会場に止まらせること。

イ 応急治療措置

市町村長は、予防接種後、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられたとしても、応急治療ができるよう救急処置物品（血圧計、静脈路確保用品、輸液、エピネフリン・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液、喉頭鏡、気管チューブ、蘇生バッグ等）を準備すること。

ウ 救急搬送措置

市町村長は、被接種者に重篤な副反応がみられた場合、速やかに医療機関における適切な治療が受けられるよう、医療機関への搬送手段を確保するため、市町村にて保有する車両を活用すること又は、事前に緊急車両を保有する消防署及び近隣医療機関等と接種実施日等に関して、情報共有し、連携を図ること。

（6）保護者の同伴要件

集団接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、政令第1条の2第2項の規定による対象者に対して行う予防接種、政令附則第4項による日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（いずれも13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答内容に関する本人への問診を通じ、診察等を実施したうえで、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、被接種者が既婚者である場合は、この限りではない。

（7）予防接種を受けることが適当でない状態の者への注意事項

予診を行う際は、接種場所に予防接種を受けることが適当でない状態等の注意事項を掲示し、又は印刷物を配布して、保護者等から予防接種の対象者の健康状態、既往症等の申出をさせる等の措置をとり、接種を受けることが不適当な者の発見を確実にすること。

（8）女性に対する接種の注意事項

政令第1条の2第2項の規定による対象者に対して行う予防接種、政令附則第4項で定める日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種対象者のうち、13歳以上の女性への接種に当たっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。このため、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票

に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。

1 4 予防接種に関する記録及び予防接種済証の交付

- (1) 予防接種を行った際は、施行規則に定める様式による予防接種済証を交付すること。
- (2) 予防接種を行った際、母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、(1)に代えて、母子健康手帳に予防接種の種類、接種年月日その他の証明すべき事項を記載すること。

1 5 予防接種の実施の報告

市町村長は、定期接種を行ったときは、政令第7条の規定による報告を「地域保健・老人保健事業報告」（厚生労働省大臣官房統計情報部作成）の作成要領に従って行うこと。

1 6 都道府県の麻しん対策の会議への報告

「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年厚生労働省告示第442号）に基づき、都道府県知事は、管内市町村長と連携し、管内における麻しんの予防接種実施状況等を適宜把握し、都道府県を単位として設置される麻しん対策の会議に速やかに報告すること。

1 7 他の予防接種との関係

- (1) 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン又は、経皮接種用乾燥BCGワクチンを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上おくこと。沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、不活化ポリオワクチン、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド、乾燥ヘモフィルスb型ワクチン、沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン及び組換え沈降2価（4価）ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上おくこと。
- (2) 2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種（混合ワクチンを使用する場合を除く。）は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができること。

1 8 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保

- (1) インフルエンザを除く法の対象疾病（以下「特定疾病」という。）について、それぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者（当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他施行規則第2条各号に規定する者を除く。）であって、当該予防接種の対象者であった間に、(2)の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、当該特別の事情がなくなっ

た日から起算して2年を経過する日までの間（（3）の場合を除く。）、当該特定疾病の定期接種の対象者とする。

（2）特別の事情

ア 次の（ア）から（ウ）までに掲げる疾病にかかったこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）

（ア）重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病

（イ）白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病

（ウ）（ア）又は（イ）の疾病に準ずると認められるもの

（注）上記に該当する疾病の例は、別表に掲げるとおりである。ただし、これは、別表に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不適当者であるということの意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断の下、行われるべきものである。

イ 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）

ウ 医学的知見に基づきア又はイに準ずると認められるもの

（3）対象期間の特例

ア ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風については、15歳（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する場合に限る。）に達するまでの間

イ 結核については、4歳に達するまでの間

ウ Hib感染症及び小児の肺炎球菌感染症については、10歳に達するまでの間

（4）留意事項

市町村は、（2）の「特別の事情」があることにより定期接種を受けることができなかったかどうかについては、被接種者が疾病にかかっていたことや、やむを得ず定期接種を受けることができなかったと判断した理由等を記載した医師の診断書や当該者の接種歴等により総合的に判断すること。

（5）厚生労働省への報告

上記に基づき予防接種を行った市町村長は、被接種者の接種時の年齢、当該者がかかっていた疾病の名称等特別の事情の内容、予防接種を行った疾病、接種回数等を、任意の様式により速やかに厚生労働省結核感染症課に報告すること。

1.9 他の市町村での予防接種

保護者が里帰り等の理由により、居住地以外の市町村で定期接種を受けることを希望する場合、予防接種を受ける機会を確保する観点から、居住地以外の医療機関と委託契約を行う、居住地の市町村長から里帰り先の市町村長へ予防接種の実施を依頼する等の配慮をすること。

2 0 予防接種時の事故の報告

市町村長は、定期接種を実施する際、予防接種に係る事故の発生防止に努めるとともに、事故の発生を迅速に把握できる体制をとり、万が一、誤った用法用量でワクチンを接種した、有効期限の切れたワクチンを接種した等の重大な健康被害につながるおそれのある事故を把握した場合には、以下の①から⑧までの内容を任意の様式に記載し、都道府県を経由して、厚生労働省健康局結核感染症課に速やかに報告すること。

なお、接種間隔の誤りなど、直ちに重大な健康被害につながる可能性が低い事故については、都道府県が管内の市町村で毎年4月1日～翌年3月31日までに発生した事故をとりまとめの上、その事故の態様毎の件数のみを毎年4月30日までに厚生労働省健康局結核感染症課に報告すること。

- ① 予防接種を実施した機関
- ② ワクチンの種類、メーカー、ロット番号
- ③ 予防接種を実施した年月日（事故発生日）
- ④ 事故に係る被接種者数
- ⑤ 事故の概要と原因
- ⑥ 市町村長の講じた事故への対応（公表の有無を含む。）
- ⑦ 健康被害発生の有無（健康被害が発生した場合は、その内容）
- ⑧ 今後の再発防止策

2 1 副反応報告

法の規定による副反応報告については、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日付健発0330第3号、薬食発0330第1号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）を参照すること。

第2 各論

1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の定期接種

- (1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用し、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。
- (2) ジフテリア、百日せき及び急性灰白髄炎について、ジフテリア、急性灰白髄炎及び破傷風について又は百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(1)と同様とすること。
- (3) ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用し、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔をおい

て3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

- (4) ジフテリア及び百日せきについて又は百日せき及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(3)と同様とすること。
- (5) ジフテリア及び急性灰白髄炎について、百日せき及び急性灰白髄炎について又は急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(1)と同様とすること。
- (6) ジフテリア及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用した時は、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔において3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

また、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用した時は、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔において2回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

- (7) ジフテリア又は破傷風の第1期の予防接種は、(6)と同様とすること。
- (8) 百日せきの第1期の予防接種は、(3)と同様とすること。
- (9) 急性灰白髄炎の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用した時は、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔において3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

また、不活化ポリオワクチンを使用したときは、初回接種については、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔において3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

- (10) 第1期の予防接種の初回接種においては、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドのうちから、使用するワクチンを選択することが可能な場合であっても、原則として、同一種類のワクチンを必要回数接種すること。
- (11) 第1期の予防接種の初回接種においては、発熱や急性疾患等のやむを得ない事情により、20日から56日までの間隔で、接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、政令で定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を超えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。
- (12) ジフテリア及び破傷風について同時に行う第2期の予防接種は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用し、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

- (13) ジフテリア又は破傷風の第2期の予防接種は、(12)と同様とすること。
- (14) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎又は破傷風のいずれかの既罹患者においては、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種のために既罹患疾病に対応するワクチン成分を含有する混合ワクチンを使用することを可能とする。
- ただし、第2期の予防接種に使用するワクチンは沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドのみとする。
- (15) 急性灰白髄炎の予防接種については、次のことに留意すること。
- ア 急性灰白髄炎の予防接種の対象者については、原則として、平成24年9月1日より前の接種歴に応じた接種回数とすることから、予防接種台帳による確認や保護者からの聞き取り等を十分に行い、接種歴の把握に努める必要があること。
- イ 平成24年9月1日より前に経口生ポリオワクチンを1回接種した者については、平成24年9月1日以降は、急性灰白髄炎の初回接種を1回受けたものとみなす。
- なお、平成24年9月1日より前に経口生ポリオワクチンを2回接種した者は、定期接種として受けることはできないこと。
- ウ 平成24年9月1日より前に海外等で不活化ポリオワクチンの接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の急性灰白髄炎の初回接種を受けたものとしてみなすことができること。
- エ 不活化ポリオワクチンの接種方法については、平成24年9月から一定期間（3年程度）経過後は、20日から56日までの間隔を置いて接種することとする予定であること。

2 麻しん又は風しんの定期接種

(1) 対象者

- ア 麻しん又は風しんの第1期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者に対し、1回行うこと。この場合においては、早期の接種機会を確保すること。
- イ 麻しん又は風しんの第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の1年間にある者）に対し、1回行うこと。

(2) 混合ワクチンの使用

麻しん及び風しんの第1期又は第2期の予防接種において、麻しん及び風しんの予防接種を同時に行う場合は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを使用すること。

(3) 接種液の用法

乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン及び乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンは、溶解後にウイルス力価が急速に低下することから、溶解後速やかに接種すること。

(4) 一部の疾病に既罹患である場合の混合ワクチン接種

麻しん又は風しんの既罹患者においては、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種のために既罹患疾病に対応するワクチン成分を含有する混合ワクチンを使用することを可能とする。

3 日本脳炎の定期接種

(1) 日本脳炎の第1期の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、初回接種については3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については、初回接種終了後おおむね1年を経過した時期に、4歳に達した時から5歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(2) 第2期の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、9歳に達した時から10歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(3) 予防接種の特例

ア 実施規則附則第4条の対象者（平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者で、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者で、生後6月から90月又は9歳以上13歳未満にある者）

(ア) 実施規則附則第4条第1項により、残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて2回接種すること。なお、既に接種済みの1回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこと。

(イ) 実施規則附則第4条第1項により、残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、1回接種すること。なお、既に接種済みの2回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこと。

(ウ) 実施規則附則第4条第2項による日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については2回接種後概ね1年を経過した時期に1回接種すること。

イ 実施規則附則第5条の対象者（平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者で、20歳未満にある者：平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者）

(ア) 実施規則附則第5条第1項により、残り3回の日本脳炎の予防接種を行う場合（第1期の初回接種を1回受けた者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて残り2回の第1期接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行うこと。

(イ) 実施規則附則第5条第1項により、残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合（第1期の初回接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて第1期追加接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行うこと。

(ウ) 実施規則附則第5条第1項により、残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合（第1期の予防接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、第2期接種として、9歳以上の者に対して、第1期接種終了後6日以上の間隔を

において行うこと。

- (エ) 実施規則附則第5条第2項から第5項による日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、第1期の初回接種として6日から28日までの間隔において2回、追加接種については初回接種後おおむね1年を経過した時期に1回接種すること。第2期接種は、9歳以上の者に対して第1期接種終了後、6日以上の間隔において1回接種すること。

(4) 平成25年度における予防接種の特例に係る積極的な勧奨

ア 対象者

平成17年5月30日から平成22年3月31日までの積極的な勧奨の差し控えにより、平成25年度に7歳となる者（平成18年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者）及び8歳となる者（平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者）については、第1期の初回接種が、9歳（平成16年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者）及び10歳（平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者）については、第1期の追加接種が、18歳となる者（平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者）については、第2期の接種が、それぞれ十分に行われていないことから、(3)の接種方法に沿って、平成25年度中に予防接種の積極的な勧奨を行うこと。

イ 積極的な勧奨に当たって、個別通知を行う際には、予防接種台帳を確認して予防接種を完了していない者にのみ通知を行う方法又は対象年齢の全員に通知した上で、接種時に母子健康手帳等により残りの接種すべき回数を確認する方法のいずれの方法でも差し支えない。

ウ 積極的な勧奨の差し控えが行われていた期間に、定期接種の対象者であった者のうち、第1期接種（初回接種及び追加接種）を完了していた者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、第2期接種の積極的な勧奨を行っても差し支えない。

なお、上記以外の者に対する第2期接種の積極的な勧奨については、ワクチンの供給量等を踏まえつつ、平成26年度以降、年齢の高い者から順に、できるだけ早期に積極的な勧奨を実施することとしている。

- (5) 厚生労働省においては、厚生労働省ホームページ等を通じて、日本脳炎の予防接種の対応等に係る情報を提供することとしている。

これらの情報を活用して、保護者等に対し、疾患の特性及び感染のリスクが高い者等に関すること並びに平成25年度の予防接種シーズンにおいて予定されているワクチンの供給量では、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逸した全ての者に対する十分な接種機会の提供が困難な場合があることについて、情報提供を行うこと。

- (6) 第1期の初回接種及び追加接種並びに実施規則附則第4条第2項、第5条第3項及び第4項の規定による接種においては、発熱や急性疾患等のやむを得ない事情により、6日から28日までの間隔又はおおむね1年が経過した時期で接種が実施できなかった者については、その要因等が解消された後、政令で定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を超えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期接種として取り扱うものとする。

4 結核の定期接種

- (1) 結核の予防接種は、経皮接種用乾燥BCGワクチンを使用し、生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

ただし、結核の発生状況等市町村の実情に応じて、上記の標準的な接種期間以外の期間に行うことも差し支えない。

- (2) コッホ現象について

健常者がBCGを初めて接種した場合は、接種後10日頃に針痕部位に発赤が生じ、接種後1月から2月までの頃に化膿巣が出現する。

一方、結核既感染者にあつては、接種後10日以内に接種局所の発赤・腫脹及び針痕部位の化膿等を来し、通常2週間から4週間後に消炎、瘢痕化し、治癒する一連の反応が起こることがあり、これをコッホ現象という。これは、BCG再接種においてみられる反応と同一の性質のものが結核感染後の接種において比較的強く出現したものである。

- (3) コッホ現象出現時の対応

ア 保護者に対する周知

市町村は、予防接種の実施に当たって、コッホ現象に関する情報提供及び説明を行い、次の事項を保護者に周知しておくこと。

(ア) コッホ現象と思われる反応が被接種者にみられた場合は、速やかに接種医療機関を受診させること。

(イ) コッホ現象が出現した場合は、接種局所を清潔に保つ以外の特別の処置は不要である。反応が起こってから、びらんや潰瘍が消退するまでの経過がおおむね4週間を超える等治癒が遷延する場合は、混合感染の可能性もあることから、接種医療機関を受診させること。

イ 市町村長におけるコッホ現象事例報告書の取扱い

市町村長は、あらかじめ様式第六のコッホ現象事例報告書を管内の医療機関に配布し、医師がコッホ現象を診断した場合に、保護者の同意を得て、直ちに当該被接種者が予防接種を受けた際の居住区域を管轄する市町村長へ報告するよう協力を求めること。

また、市町村長は、医師からコッホ現象の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て、コッホ現象事例報告書を都道府県知事に提出すること。

ウ 都道府県知事のコッホ現象事例報告書の取扱い

都道府県知事は、市町村長からコッホ現象の報告を受けた場合は、厚生労働大臣あてにコッホ現象事例報告書の写し（個人情報に係る部分を除く。）を提出すること。

エ コッホ現象事例報告書等における個人情報の取扱い

イにおいて、保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項をそれぞれ報告及び提出すること。

5 Hib感染症の定期接種

Hib感染症の予防接種は、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこ

とし、（１）の方法を標準的な接種方法とすること。

- （１）初回接種開始時に生後２月から生後７月に至るまでの間にある者

乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを使用し、初回接種については２７日（医師が必要と認めた場合には２０日）から５６日までの間隔をおいて３回、追加接種については初回接種終了後７月から１３月までの間隔をおいて１回行うこと。

- （２）初回接種開始時に生後７月に至った日の翌日から生後１２月に至るまでの間にある者

乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを使用し、初回接種については２７日（医師が必要と認めた場合には、２０日）から５６日までの間隔をおいて２回、追加接種については初回接種終了後７月から１３月までの間隔をおいて１回行うこと。

- （３）初回接種開始時に生後１２月に至った日の翌日から生後６０月に至るまでの間にある者

乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを使用し、１回行うこと。なお、政令第１条の２第２項の規定による対象者に対しても同様とすること。

- （４）（１）及び（２）の初回接種及び追加接種において、発熱や急性疾患等のやむを得ない事情により、２７日（医師が必要と認めた場合には２０日）から５６日までの間隔又は７月から１３月までの間隔で接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、政令で定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を超えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期接種として取り扱うものとする。

６ 小児の肺炎球菌感染症の定期接種

小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、（１）の方法を標準的な接種方法とすること。

- （１）初回接種開始時に生後２月から生後７月に至るまでの間にある者

沈降７価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については２７日以上の間隔をおいて３回、追加接種については生後１２月から生後１５月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後６０日以上の間隔をおいて１回行うこと。ただし、初回２回目及び３回目の接種は、生後１２月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。

- （２）初回接種開始時に生後７月に至った日の翌日から生後１２月に至るまでの間にある者

沈降７価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については２７日以上の間隔をおいて２回、追加接種については生後１２月以降に、初回接種終了後６０日以上の間隔をおいて１回行うこと。ただし、初回２回目の接種は、生後１２月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。

- （３）初回接種開始時に生後１２月に至った日の翌日から生後２４月に至るまでの間にある者

沈降７価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、６０日以上の間隔をおいて２回行うこと。

- （４）初回接種開始時に生後２４月に至った日の翌日から生後６０月に至るまでの間にある

者

沈降 7 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、1 回行うこと。なお、政令第 1 条の 2 第 2 項の規定による対象者に対しても同様とすること。

7 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種

- (1) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1 月の間隔をおいて 2 回行った後、初回 1 回目の接種から 6 月の間隔をおいて 1 回行うこと。ただし、やむを得ず接種間隔の変更が必要な場合は、1 月から 2 月半までの間隔をおいて 2 回行った後、初回 1 回目の接種から 5 月から 12 月の間隔をおいて 1 回行うこと。
- (2) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2 月の間隔をおいて 2 回行った後、初回 1 回目の接種から 6 月の間隔をおいて 1 回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1 月以上の間隔をおいて 2 回行った後、初回 2 回目の接種から 3 月以上の間隔をおいて 1 回行うこと。
- (3) (1) の場合、発熱や急性疾患等のやむを得ない事情により、上記に定める間隔の間に接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、政令で定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を超えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期接種として取り扱うものとする。
- (4) 組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンと組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性、有効性に関するデータはないことから、同一の者に両ワクチンを使用せず、同一のワクチンを使用すること。
- (5) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるので、失神による転倒等を防止するため、注射後の移動の際には、保護者又は医療従事者が腕を持つなどして付き添うようにし、接種後 30 分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があること。
- (6) やむを得ず集団接種を行う場合には、(5) を遵守するとともに、ヒトパピローマウイルス感染症は性感染症であること等から、特段の配慮を行うこと。

別表

分類	名称
悪性新生物	白血病 悪性リンパ腫 ランゲルハンス（細胞）組織球症(Histiocytosis X) 神経芽細胞腫 ウィルムス(Wilms)腫瘍 肝芽腫 網膜芽細胞腫 骨肉腫 横紋筋肉腫 ユーイング(Ewing)肉腫 末梢性神経外胚葉腫瘍 脳腫瘍
血液・免疫疾患	血球貪食リンパ組織球症 慢性活動性E B ウイルス感染症 慢性GVHD (Graft Versus Host disease、移植片対宿主病) 骨髄異形成症候群 再生不良性貧血 自己免疫性溶血性貧血 特発性血小板減少性紫斑病 先天性細胞性免疫不全症 無ガンマグロブリン血症 重症複合免疫不全症 バリアブル・イムノデフィシエンシー(variable immunodeficiency) ディジョージ(DiGeorge)症候群 ウィスコット・アルドリッチ(Wiskott-Aldrich)症候群 後天性免疫不全症候群(AIDS、HIV感染症) 自己炎症性症候群
神経・筋疾患	ウェスト(West)症候群（点頭てんかん） レノックス・ガストウ(Lennox-Gastaut) 症候群 重症乳児ミオクロニーてんかん コントロール不良な「てんかん」 Werdnig Hoffmann病 先天性ミオパチー 先天性筋ジストロフィー ミトコンドリア病 ミニコア病 無痛無汗症 リー(Leigh)脳症 レット(Rett)症候群 脊髄小脳変性症 多発性硬化症 重症筋無力症 ギラン・バレー症候群 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ペルオキシソーム病 ライソゾーム病 亜急性硬化性全脳炎(SSPE) 結節性硬化症 神経線維腫症Ⅰ型（レックリングハウゼン病） 神経線維腫症Ⅱ型
慢性消化器疾患	肝硬変 肝内胆管異形成症候群 肝内胆管閉鎖症 原発性硬化性胆管炎 先天性肝線維症

	先天性胆道拡張症（先天性総胆管拡張症） 胆道閉鎖症（先天性胆道閉鎖症） 門脈圧亢進症 潰瘍性大腸炎 クローン病 自己免疫性肝炎 原発性胆汁性肝硬変 劇症肝炎 膵嚢胞線維症 慢性膵炎
慢性腎疾患	ネフローゼ症候群 単状糸球体硬化症 慢性糸球体腎炎 急速進行性糸球体腎炎 グッドパスチャー (Goodpasture) 症候群 バーター (Bartter) 症候群
慢性呼吸器疾患	気管支喘息 慢性肺疾患 特発性間質性肺炎
慢性心疾患	期外収縮 心房又は心室の細動 心房又は心室の粗動 洞不全症候群 ロマノ・ワルド (Romano-Ward) 症候群 右室低形成症 心室中隔欠損症 心内膜床欠損症（一次口欠損症、共通房室弁口症） 心房中隔欠損症（二次口欠損症、静脈洞欠損症） 単心室症 単心房症 動脈管開存症 肺静脈還流異常症 完全大血管転位症 三尖弁閉鎖症 大血管転位症 大動脈狭窄症 大動脈縮窄症 肺動脈閉鎖症 両大血管右室起始症 特発性肥大型心筋症 特発性拡張型心筋症 小児原発性肺高血圧症 高安病（大動脈炎症候群）
内分泌疾患	異所性副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) 症候群 下垂体機能低下症 アジソン (Addison) 病 クッシング (Cushing) 症候群 女性化副腎腫瘍 先天性副腎皮質過形成 男性化副腎腫瘍 副腎形成不全 副腎腺腫
膠原病	シェーグレン (Sjogren) 症候群 若年性関節リウマチ スチル (Still) 病 ベーチェット病 全身性エリテマトーデス 多発性筋炎・皮膚筋炎 サルコイドーシス

	川崎病
先天性代謝異常	高オルニチン血症－高アンモニア血症－ホモシトルリン尿症 症候群 先天性高乳酸血症 乳糖吸収不全症 ぶどう糖・ガラクトース吸収不全症 ウイルソン(Wilson)病（セルロプラスミン欠乏症） メチルマロン酸血症
アレルギー疾患	食物アレルギー
先天異常	先天奇形症候群 染色体異常

予防接種台帳

様式第一

No.		町・字					予防接種実施者名			都道府県			保健所 市町村		
番 号	予 防 接 種 対 象 者 名 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所	保 護 者 氏 名	予 防 接 種									備 考
						(1)			(1)			(1)			
						年 月 日 (2)	医 師 名 (3)	摘 要 (4)	年 月 日 (2)	医 師 名 (3)	摘 要 (4)	年 月 日 (2)	医 師 名 (3)	摘 要 (4)	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

台帳作成及び記載上の注意

- 1 用紙は大型のものをを用いること。
- 2 「予防接種」の欄には、小欄を多く設け、数回の予防接種（インフルエンザの場合は、複数年にわたる予防接種）に使用し得るようにしておくこと。
- 3 予防接種対象者の記載は、町・字ごとに行って「町・字名」の欄に当該町・字名を記載するとともに、「住所」の欄に簡略に記載すること。
- 4 「予防接種」欄には、予防接種が2回又は3回の接種により行われるときは、その1回ごとに記載するものとし、(1)欄には予防接種の種類、定期臨時の別等を、(2)欄には当該予防接種を行った年月日を、(3)欄には接種を行った医師の氏名を、(4)欄には接種液の名称、接種量等を記載すること。
- 5 実費徴収の徴収基準による区分、予防接種済証の交付等については備考欄にその旨を記載しておくこと。
- 6 予防接種を受けることが適当でない者、事故により予防接種を受けることが出来なかった者等については、それぞれ予防接種を行わなかった理由を備考欄に記載しておくこと。
- 7 それぞれの予防接種に用いた接種液については、その製造者及び製造所の名称、製造及び検定の年月日並びに製造番号を備考欄に記載しておくこと。

[予防疫種予診票(乳幼児・小学生対象)

		診察前の体温		度		分
住 所						
受ける人の氏名		男 女	生 年 月 日	平成	年	月 日生
保 護 者 の 氏 名				(満 歳 カ月)		

質 問 事 項	回 答 欄		医師記入欄
今日受ける予防疫種について市町村から配られている説明書を読みましたか	はい	いいえ	
あなたのお子さんの発育歴についておたずねします 出生体重 () g 分娩時に異常がありましたか 出生後に異常がありましたか 乳児健診で異常があるといわれたことがありますか	あった あった ある	なかった なかった ない	
今日体に具合の悪いところがありますか 具体的な症状を書いてください ()	はい	いいえ	
最近1カ月以内に病気にかかりましたか 病名 ()	はい	いいえ	
1カ月以内に家族や遊び仲間に麻疹、風しん、水痘、おたふくかぜなどの病気の方が いましたか (病名)	はい	いいえ	
生まれてから今までに家族など身のまわりに結核にかかった方がいましたか	はい	いいえ	
1カ月以内に予防疫種を受けましたか 予防疫種の種類 ()	はい	いいえ	
生まれてから今までに先天性異常、心臓、腎臓、肝臓、脳神経、免疫不全症その他の病気 にかかり、医師の診察を受けていますか 病名 ()	はい	いいえ	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防疫種を受けてよいといわれましたか	はい	いいえ	
ひきつけ (けいれん) をおこしたことがありますか () 歳頃	はい	いいえ	
そのとき熱が出ましたか	はい	いいえ	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか	はい	いいえ	
近親者に先天性免疫不全と診断されている方はいますか	はい	いいえ	
これまでに予防疫種を受けて具合が悪くなったことはありますか 予防疫種の種類 ()	ある	ない	
近親者に予防疫種を受けて具合が悪くなった人はいますか	はい	いいえ	
6カ月以内に輸血あるいはガンマグロブリンの注射を受けましたか	はい	いいえ	
今日の予防疫種について質問がありますか	はい	いいえ	
医師記入欄 以上の問診及び診察の結果、今日の予防疫種は (実施できる・見合わせた方がよい) と判断します。 保護者に対して、予防疫種の効果、副反応及び予防疫種健康被害救済制度について、説明をしました。 医師署名又は記名押印			

医師の診察・説明を受け、予防疫種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防疫種健康被害救済制度などについて理解した上で、 接種することに (同意します・同意しません) ※かつこの中のどちらかを○で囲んでください。 この予診票は、予防疫種の安全性の確保を目的としています。このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。 保護者自署
--

使用ワクチン名	接種量	実施場所・医師名・接種年月日
ワクチン名 Lot No. (注) 有効期限が切れていないか要確認	※ (皮下接種) m l	実施場所 医 師 名 接種年月日 平 成 年 月 日

(注) ガンマグロブリンは、血液製剤の一種で、A型肝炎などの感染症の予防目的や重症の感染症の治療目的などで注射されることがあり、この注射を3～6カ月以内に受けた方は、麻疹などの予防疫種の効果が十分に出ないことがあります。
※BCGの予防疫種については、「規定量をBCG用管針を用いて経皮接種」等と記載すること。

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票

		診察前の体温		度		分			
住	所								
受ける人の氏名		男	生	年	平成	年	月	日生	
保護者の氏名※		女	月	日	(満			歳	ヵ月)

質	問	事	項	回	答	欄	医師記入欄
今日受ける予防接種について市町村から配られている説明書を読みましたか				はい	いいえ		
今日体に具合の悪いところがありますか 具体的な症状を書いてください ()				はい	いいえ		
最近1ヵ月以内に病気にかかりましたか 病名 ()				はい	いいえ		
1ヵ月以内に予防接種を受けましたか 予防接種の種類 ()				はい	いいえ		
生まれてから今までに先天性異常、心臓、腎臓、肝臓、脳神経、免疫不全症その他の病気にかかり、医師の診察を受けていますか 病名 ()				はい	いいえ		
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいといわれましたか				はい	いいえ		
ひきつけ (けいれん) をおこしたことがありますか () 歳頃				はい	いいえ		
そのとき熱が出ましたか				はい	いいえ		
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか				はい	いいえ		
近親者に先天性免疫不全と診断されている方はいますか				はい	いいえ		
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか 予防接種の種類 ()				ある	ない		
近親者に予防接種を受けて具合が悪くなった人はいますか				はい	いいえ		
現在妊娠している可能性 (生理が予定より遅れているなど) はありますか (注) 妊娠している方への接種には、注意が必要です。				はい	いいえ		
今日の予防接種について質問がありますか				はい	いいえ		
医師記入欄 以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は (実施できる・見合わせた方がよい) と判断します。 保護者 (接種を受ける者が既婚者の場合は本人) に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明をしました。 医師署名又は記名押印							

医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などについて理解した上で、接種することに (同意します・同意しません) ※かつこの中のどちらかを○で囲んでください。 この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。 保護者 (接種を受ける者が既婚者の場合は本人) 自署

使用ワクチン名	接種量	実施場所・医師名・接種年月日
ワクチン名 Lot No. (注) 有効期限がきれていないか確認	筋肉内接種 0.5 ml	実施場所 医 師 名 接種年月日 平成 年 月 日

※ 接種を受ける人が既婚の場合には、当該部分への記載は必要ありません。

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票(保護者が同伴しない場合)

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けるに当たっての説明

○保護者の方へ：必ずお読みください。

※【予防接種の対象となっている小学校 6 年生～高校 1 年生に相当する年齢のお子様をお持ちの保護者の方へ】

これまで、お子様の予防接種の実施に当たっては、保護者の同伴が必要となっていました。13 歳以上（中学 1 年生～高校 1 年生）の方へのヒトパピローマウイルス感染症の予防接種については、保護者がこの予診票の記載事項を読み、理解し、納得してお子様に予防接種を受けさせることを希望する場合に、この予診票に自ら署名することによって、保護者が、同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができるようになりました。

（当日はこの用紙を必ず持参させてください。）

この予診票に署名するに当たっては、接種させることを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や保健所、お住まいの市区町村の予防接種担当課に確認して、十分納得したうえで、接種させることを決めてからにしてください。

1 ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の症状について

ヒトパピローマウイルスは皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100 以上の種類に分類されています。これらのうち主に粘膜に感染する種類は、性行為を介して生じる表皮の微少なキズから、生殖器粘膜に侵入して感染するウイルスであり、海外においては性活動を行う女性の 50%以上が、生涯で一度は感染すると推定されています。

粘膜に感染する HPV のうち少なくとも 15 種類は子宮頸がんから検出され、「高リスク型 HPV」と呼ばれています。高リスク型 HPV の中でも 16 型、18 型とよばれる 2 種類は特に頻度が高く、海外の子宮頸がん発生の約 70%に関わっていると推定されています。また、子宮頸がん以外にも、海外において少なくとも 90%の肛門がん、40%の膣がん・外陰部がん・陰茎がんに関わっていると推定されています。その他、高リスク型に属さない種類のものは、生殖器にできる良性のイボである尖圭コンジローマの原因となることが分かっています。

2 予防接種の効果と副反応について

ワクチンの中には、いくつかの種類のヒトパピローマウイルス（HPV）のウイルス成分が含まれており、予防接種を受けたお子様は、これらに対する免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、HPV にかかることを防ぐことができます。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

ヒトパピローマウイルスワクチンの主な副反応

主な副反応は、発熱や、局所反応（疼痛、発赤、腫脹）です。また、ワクチン接種後に注射による痛みや心因性の反応等による失神があらわれることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後 30 分程度は体重を預けることのできる背もたれのあるソファに座るなどして様子を見るようにしてください。

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）等が報告されています。

3 予防接種による健康被害救済制度について

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

○健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、お住まいの市区町村の予防接種担当課へご相談ください。

4 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した場合

なお、現在、妊娠している方の場合には、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。

○保護者の方へ：下記事項をよくお読みください。

上記の内容をよく読み、十分理解し、納得された上でお子様に接種することを決めてください。接種させることを決定した場合は、下記の保護者自署欄に署名してください。（署名がなければ予防接種は受けられません）

接種を希望しない場合には、自署欄には何も記載しないでください。

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けるに当たっての説明を読み、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性及び予防接種救済制度などについて理解したうえで、子供に接種させることに同意します。

なお、本説明書は、保護者の方に予防接種に対する理解を深める目的のために作成されたことを理解の上、本様式が市町村に提出されることに同意します。

保護者自署

住 所

緊急の連絡先

※ 本様式は、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種において、保護者が同伴しない場合に必要となるものです。お子様が1人で予防接種を受ける場合は必ずこの予診票を提出させるようにしてください。

予診票に保護者の署名がないと予防接種は受けられません。

予 診 欄

		診察前の体温		度		分
住	所					
受ける人の氏名		男 女	生 年 月 日	平成	年	月 日生 (満 歳 カ月)

質 問 事 項	回	答 欄	医師記入欄
今日体に具合の悪いところがありますか 具体的な症状を書いてください ()	はい	いいえ	
最近1カ月以内に病気にかかりましたか 病名 ()	はい	いいえ	
1カ月以内に予防接種を受けましたか 予防接種の種類 ()	はい	いいえ	
生まれてから今までに先天性異常、心臓、腎臓、肝臓、脳神経、免疫不全症その他の病気にかかり、医師の診察を受けていますか 病名 ()	はい	いいえ	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいといわれましたか	はい	いいえ	
ひきつけ(けいれん)をおこしたことがありますか () 歳頃	はい	いいえ	
そのとき熱が出ましたか	はい	いいえ	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか	はい	いいえ	
近親者に先天性免疫不全と診断されている方はいますか	はい	いいえ	
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか 予防接種の種類 ()	ある	ない	
近親者に予防接種を受けて具合が悪くなった人はいますか	はい	いいえ	
現在妊娠している可能性(生理が予定より遅れているなど)はありますか (注) 妊娠している方への接種には注意が必要です。	はい	いいえ	
あなたのお子さんの病歴・健康状況・接種当日の体調等を考慮した上で 接種することに同意しますか (同意します ・ 同意しません) ※かつこのどちらかを○で囲んでください。 この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。 保護者自署			

医師記入欄 以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は(実施できる・見合わせた方がよい)と判断します。 接種を受ける本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明をしました。 医師署名又は記名押印
--

使用ワクチン名	接種量	実施場所・医師名・接種年月日
ワクチン名 Lot No. (注) 有効期限がされていないか要確認	筋肉内接種 0. 5 m l	実施場所 接 種 年 月 日 平 成 年 月 日

インフルエンザ予防接種予診票

		診察前の体温	度	分
住	所			
氏	名			男・女
生	年	月	日	明治・大正・昭和 年 月 日生 (満 歳)

質 問 事 項	回 答 欄		医師記入欄
今日のインフルエンザの予防接種について市町村から配られている説明書を読みましたか。	はい	いいえ	
今日の予防接種の効果や副反応などについて理解しましたか。	はい	いいえ	
現在、何か病気にかかっていますか。 病 名 ()	はい	いいえ	
治療（投薬など）を受けていますか。	はい	いいえ	
その病気の主治医には、今日の予防接種を受けてもよいと言われましたか。	はい	いいえ	
免疫不全と診断されたことがありますか。	はい	いいえ	
今日、体に具合の悪いところがありますか。 具合の悪い症状を書いてください。()	はい	いいえ	
ニワトリの肉や卵などにアレルギーがありますか。	はい	いいえ	
インフルエンザの予防接種を受けたことがありますか。	はい	いいえ	
①その際に具合が悪くなったことはありますか	はい	いいえ	
②インフルエンザ以外の予防接種の際に具合が悪くなったことはありますか	はい	いいえ	
ひきつけ（けいれん）を起こしたことがありますか。	はい	いいえ	
1 カ月以内に予防接種を受けましたか。 予防接種の種類 ()	はい	いいえ	
心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患などの慢性疾患にかかったことがありますか。 病名 ()	はい	いいえ	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。	はい	いいえ	
最近1 ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名 ()	はい	いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。	はい	いいえ	

医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は（可能・見合わせる） 本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。 医師署名又は記名押印
-------	---

ワクチンロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日
Lot No.	m l	実施場所 医師名 接種年月日 平成 年 月 日

インフルエンザ予防接種希望書（医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に記入してください。）

医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。

（ 接種を希望します・接種を希望しません ）

この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。
このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。
平成 年 月 日 被接種者自署 _____
（※自署できない者は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載）

コッホ現象事例報告書

都道府県 郡 市町村 保健所

氏名		生年月日 平成 年 月 日 (男・女)	
住所		保護者氏名	
接種時期：平成 年 月 日 (または生後_____ヵ月)		BCG ワクチンロット	
局所変化の状況・経過 (初めて気付いた時期：平成 年 月 日)			
結核患者との接触状況			
精密検査※	ツ反： _____ (×) ×	判定 非特異反応、結核感染、結核発病、判定保留、 その他 ()	
	IGRA (実施の場合：QFT, T-Spot TB) 結果：		
	胸部エックス線検査所見 CT (実施の場合)	事後措置/転帰 終了(異常所見または症状出現時受診) 経過観察(____ヵ月後) 潜在性結核感染症治療 結核治療(診断名：_____) 他医療機関紹介 その他()	
平成 年 月 日 医療機関名 作成者医師 (署名又は記名押印)			

※医師の判断により精密検査を行った場合のみ記入すること。

この報告書は、予防接種の安全性の確保及び結核のまん延の防止を図ることを目的としています。このことを理解の上、本報告書が市町村及び都道府県（保健所）に報告されることに同意します。

保護者自署_____

平成25年3月30日
健 発 0330 第3号
薬食発 0330 第1号

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて

予防接種法の一部を改正する法律(平成25年法律8号)が本日公布され、4月1日より、病院若しくは診療所の開設者又は医師(以下「医師等」という。)は、定期の予防接種又は臨時の予防接種(以下「定期の予防接種等」という。)を受けた者が、厚生労働大臣が定める症状を呈していることを知ったときは、厚生労働大臣に報告することが義務付けられたところである。また、併せて、予防接種法施行規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第50号)も本日公布され、報告すべき症状等を定めたところである。

ついては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第12条第1項の規定による報告(以下「副反応報告」という。)及び予防接種に係る薬事法(昭和35年法律第145号)第77条の4の2第2項の規定による報告について、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管内市町村及び関係機関等に対する周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、社団法人日本医師会等に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添える。

記

1 副反応報告について

- (1) 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、あらかじめ別紙様式1を管内の医療機関に配布し、医師等が予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第5条に規定する症状(別

紙様式1の報告基準参照)を診断した場合には、速やかに厚生労働省健康局結核感染症課へFAX(FAX 番号:0120-510-355)にて報告するよう周知すること。

- (2) 厚生労働省は、医師等から(1)の報告を受理した後、速やかに都道府県に当該報告を情報提供するので、当該報告を受け取った都道府県は、速やかに予防接種を実施した市町村に情報提供すること。
- (3) (1)の報告は、厚生労働省において、薬事法第77条の4の2第2項の規定による報告としても取り扱うこととするため、当該報告を行った医師等は、重ねて薬事法第77条の4の2第2項の規定による報告をする必要はないこと。
- (4) (1)の報告は、予防接種法第14条に基づく情報の整理・調査を行わせるため独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)に、患者氏名及び生年月日を除き、情報提供する場合があること。
- (5) 厚生労働省、国立感染症研究所又は機構が(1)の報告に関する調査を行うことがあるので、医療機関の関係者等は、予防接種法第13条第4項の規定に基づき、厚生労働省等から副反応報告に関する情報収集等の協力依頼がなされた際には、これに協力すること。
- (6) (1)の報告の内容については、厚生労働省、国立感染症研究所又は機構において調査等を実施した後、個人情報に十分配慮した上で、公開の場で検討することとするものであること。
- (7) 厚生労働大臣が(1)の報告に関して検討を加えた結果については、都道府県を通じて市町村に通知することがあるので、その際には、都道府県は、市町村に対して、速やかに管内の関係機関へ周知するよう依頼すること。
- (8) 市町村が被接種者又は保護者(以下「保護者等」という。)からの定期の予防接種後に発生した健康被害に関し相談を受けた場合等には、必要に応じて、別紙様式2に必要事項を記入するよう促すとともに、それを都道府県を通じて、厚生労働省健康局結核感染症課へFAX(FAX 番号:0120-510-355)にて報告すること。

この場合において、市町村は当該健康被害を診断した医師等に対し、(1)の報告の提出を促すとともに、医師等が報告基準に該当せず因果関係もないと判断しているなどの理由により、報告をしない場合には、その理由も添えて厚生労働省へ報告すること。

2 任意接種における健康被害の報告

都道府県及び市町村は、定期の予防接種以外の予防接種(以下「任意接種」という。)のみを行う医療機関に対しても、別紙様式1を配布し、当該報告への協力を求めること。任意接種における健康被害については、「医療機関等からの医薬品又は医療機器についての副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について」(平成22年7月29日付け薬食発0729第2号厚生労働省医薬食品局長通知)の別添「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」実施要領の「(2) 報告対象となる情報」に該当する疾病、障害若しくは死亡の発生又は感染症の発生であり、薬事法第77条の4の2第2項の規定に基づき、薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師その他医薬関係者は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるとき(別記①～⑨参照)は、1(1)と同様に、

別紙様式1を用い、速やかに厚生労働省健康局結核感染症課へ FAX (FAX 番号：0120-510-355)にて報告すること。

3 製造販売業者等への情報提供及び製造販売業者等による情報収集への協力

厚生労働省において安全対策のため、1及び2により行われた報告の内容について患者氏名(イニシャルを除く。)及び生年月日を除いた情報を当該予防接種ワクチンの製造販売業者等に対し情報提供することがあるので、医師等は、薬事法第77条の3第2項に基づき、製造販売業者等から副反応報告に関する情報収集等の協力依頼がなされた際には、これに協力すること。

また、1(8)の場合についても、ワクチンの製造販売業者等に対し同様に情報提供することがあるので、市町村は、その旨あらかじめ保護者等に説明を行うこと。

(別記)

任意接種における報告対象となる情報は、予防接種ワクチンの使用による副作用、感染症の発生について、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止する観点から報告の必要があると判断した情報（症例）であり、具体的には以下の事項（症例）を参考とすること。なお、ワクチンとの因果関係が必ずしも明確でない場合であっても報告の対象となり得ること。

- ① 死亡
- ② 障害
- ③ 死亡につながるおそれのある症例
- ④ 障害につながるおそれのある症例
- ⑤ 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症状(③及び④に掲げる症例を除く。)
- ⑥ ①から⑤までに掲げる症例に準じて重篤である症例
- ⑦ 後世代における先天性の疾病又は異常
- ⑧ 当該医薬品の使用によるものと疑われる感染症による症例等の発生
- ⑨ ①から⑧までに示す症例以外で、軽微ではなく、かつ、添付文書等から予測できない未知の症例等の発生

(別紙様式1)

予防接種後副反応報告書

[illegible]

(別紙様式1)

	対象疾病	症 状	発生までの 時 間	左記の「その他の反応」を選択した場合の症状
報告基準 (該当するものの番号に「○」を記入)	ジフテリア 百日せき 急性灰白髄炎 破傷風	1 アナフィラキシー	4時間	左記の「その他の反応」を選択した場合 a 無呼吸 b 気管支けいれん c 急性散在性脳脊髄炎 (ADEM) d 多発性硬化症 e 脳炎・脳症 f 脊髄炎 g けいれん h ギランバレー症候群 i 視神経炎 j 顔面神経麻痺 k 末梢神経障害 l 知覚異常 m 血小板減少性紫斑病 n 血管炎 o 肝機能障害 p ネフローゼ症候群 q 喘息発作 r 間質性肺炎 s 皮膚粘膜眼症候群 t ぶどう膜炎 u 関節炎 v 蜂巣炎 w 血管迷走神経反射 x a～w以外の場合は前頁の「症状名」に記載
		2 脳炎・脳症	28日	
		3 けいれん	7日	
		4 血小板減少性紫斑病	28日	
		5 その他の反応	—	
	麻しん 風しん	1 アナフィラキシー	4時間	
		2 急性散在性脳脊髄炎 (ADEM)	28日	
		3 脳炎・脳症	28日	
		4 けいれん	21日	
		5 血小板減少性紫斑病	28日	
		6 その他の反応	—	
	日本脳炎	1 アナフィラキシー	4時間	
		2 急性散在性脳脊髄炎 (ADEM)	28日	
		3 脳炎・脳症	28日	
		4 けいれん	7日	
		5 血小板減少性紫斑病	28日	
		6 その他の反応	—	
	結核 (BCG)	1 アナフィラキシー	4時間	
		2 全身播種性BCG感染症	1年	
		3 BCG骨炎 (骨髄炎、骨膜炎)	2年	
		4 皮膚結核様病変	3ヶ月	
		5 化膿性リンパ節炎	4ヶ月	
		6 その他の反応	—	
	Hib感染症 小児の肺炎球菌感 染症	1 アナフィラキシー	4時間	
		2 けいれん	7日	
		3 血小板減少性紫斑病	28日	
		4 その他の反応	—	
	ヒトパピローマウイ ルス感染症	1 アナフィラキシー	4時間	
		2 急性散在性脳脊髄炎 (ADEM)	28日	
		3 ギランバレー症候群	28日	
		4 血小板減少性紫斑病	28日	
		5 血管迷走神経反射 (失神を伴うもの)	30分	
		6 その他の反応	—	
	インフルエンザ	1 アナフィラキシー	4時間	
		2 急性散在性脳脊髄炎 (ADEM)	28日	
		3 脳炎・脳症	28日	
		4 けいれん	7日	
		5 ギランバレー症候群	28日	
		6 血小板減少性紫斑病	28日	
		7 血管炎	28日	
		8 肝機能障害	28日	
		9 ネフローゼ症候群	28日	
		10 喘息発作	24時間	
		11 間質性肺炎	28日	
		12 皮膚粘膜眼症候群	28日	
		13 その他の反応	—	

- <注意事項>
- 報告にあたっては、記入要領を参考に、記入してください。
 - 必要に応じて、適宜、予診票等、接種時の状況の分かるものを添付してください。
 - 報告基準にある算用数字を付している症状については、「その他の反応」を除き、それぞれ定められている時間までに発症した場合は、因果関係の有無に問わず、国に報告することが予防接種法等で義務付けられています。
 - 報告基準中の「その他の反応」については、①入院、②死亡又は永続的な機能不全に陥る又は陥るおそれがある場合であって、それが予防接種を受けたことによるものと疑われる症状について、報告してください。なお、アルファベットで例示した症状で該当するものがある場合には、○で囲んでください。
 - 報告基準中の発生までの時間を超えて発生した場合であっても、それが予防接種を受けたことによるものと疑われる症状については、「その他の反応」として報告してください。その際には、アルファベットで例示した症状で該当するものがある場合には、○で囲んでください。
 - 報告基準は、予防接種後に一定の期間内に現れた症状を報告するためのものであり、予防接種との因果関係や予防接種健康被害救済と直接に結びつくものではありません。
 - 記入欄が不足する場合には、別紙に記載し、報告書に添付してください。
 - 報告された情報については、原則として、患者(被接種者)氏名、生年月日を除き、厚生労働省、国立感染症研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、製造販売業者等と共有します。また、医薬品医療機器総合機構又は製造販売業者が報告を行った医療機関等に対し、詳細調査を行う場合があります。調査へのご協力をお願いします。
 - 報告された情報については、ワクチンの安全対策の一環として、広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は除きます。

予防接種後に発生した症状に関する報告書（保護者報告用）

患 者 (予防接種を受けた者)	氏 名		性別	1 男 2 女	接種時 年 齢	歳 月	
	住 所				生年月日	T S H	年 月 日生
	保護者氏名		電話番号				
予防接種を実施した者 (医師名等)	氏 名						
	医療機関名				電話番号		
	住 所						
今回報告する 症状を診断 した医師 (※)接種者と 異なる場合	氏 名	----- 1 主治医 2 その他 ()					
	医療機関名				電話番号		
	住 所						
接種の状況	接 種 日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分			出生体重	グラム (患者が乳幼児の場合に記載)	
	接種した ワクチンの種類				ワクチンの ロット番号		
	同時接種した ワクチン				同時接種した ワクチンの ロット番号		
	予防接種前の問診時での留意点(アレルギー・基礎疾患・発育・最近1カ月以内のワクチン接種や病気等)						
	1 有	→					
2 無	}						
今回報告する 症状の概要	診断名						
	発生時刻	平成 年 月 日 午前・午後 時 分					
	概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)						
予 後	1 死亡 (剖検所見)						
	2 入院 (病院名: 入院日 . . . 退院日 . . .)						
	3 後遺症 ()						
	4 その他 ()						
回復状況	1 回復している 2 まだ回復していない 3 不明						

予防接種法上の定期接種・任意接種の別

定期接種か任意接種かの別について、該当する方に印を付けてください。

患者（被接種者）

- ・氏名又はイニシャル

定期接種後に症状を認めた場合にはその患者の氏名を、また、任意接種後に症状を認めた場合にはその患者のイニシャルを記入してください。

- ・性別

患者の性別について、該当する番号に○印を記入してください。不明の場合は記入しないでください。

- ・接種時年齢

患者の予防接種時の年齢を記入してください。0歳児については、月齢まで記入してください。

- ・住所

患者の住所を市町村名まで記入してください。

- ・生年月日

患者の生年月日を記入してください。

報告者

- ・氏名

副反応報告書を作成した者の氏名（法人である場合は法人名）を記入してください。また、報告者と患者との関係について、該当する番号に○印を記入してください。「その他」の場合には、具体的に記入してください。

- ・医療機関名

副反応報告書を作成した者の所属（報告者が法人である場合には、開設。以下同じ。）する医療機関名を記入してください。

- ・電話番号

副反応報告書を作成した者の所属する医療機関の電話番号を記入してください。

- ・住所

副反応報告書を作成した者の所属する医療機関の所在地を記入してください。

接種場所

- ・医療機関名

患者が予防接種を受けた医療機関名を記入してください。接種を受けた場所が、医療機関ではない場合には、その具体的な場所や名称を記入してください。

- ・住所

患者が予防接種を受けた医療機関の所在地を記入してください。

ワクチン

(別紙様式1 記入要領)

・ワクチンの種類

患者に接種したワクチンの種類を記入してください。

同時接種をしたワクチンがある場合には、①に報告者が最も症状と関係があると考えたワクチンの種類を、②～④には、その他の同時接種をしたワクチンの種類を記入してください。なお、どのワクチンが症状と関係があるかどうか判断が付かない場合には、①～④に記入するワクチンの種類の順番は問いません。

なお、同時接種をしたワクチンが5つ以上ある場合には、適宜、余白や別紙に記載し、あわせて報告してください。

・各ワクチンのロット番号

患者に接種したワクチンのロット番号を記入してください。

・各ワクチンの製造販売業者名

患者に接種したワクチンの製造販売業者名（販売元ではない。）を記入してください。

・各ワクチンの接種回数

患者が受けた予防接種の接種回数（期）を記入してください。なお、患者の受けた予防接種が任意接種だった場合には、可能な限り記入をお願いします。

・同時接種するワクチンが5つ以上の場合、様式の余白や別紙に記載の上、あわせて報告してください。

接種の状況

・接種日

患者が予防接種を受けた日時を記入してください。

・出生体重

患者の出生時の体重を記入してください。患者が乳幼児で無い場合には、記入の必要はありません。

・接種前の体温

患者の予診時の体温を記入してください。

・家族歴

患者の血縁関係のある者において、症状と関係があると考えられる疾病がある（過去にあった）場合は、記入してください。

・予診票での留意点（基礎疾患、アレルギー、最近1ヵ月以内のワクチン接種や病気、服薬中の薬、過去の副作用歴、発育状況等）

留意点の有無について、該当する番号に○印を記入してください。「有」を選択した場合には、その内容を具体的に記入してください。

なお、「最近1ヵ月以内のワクチン接種」については、症状の発生から1ヵ月以内に接種したワクチン（「ワクチンの種類」欄に記載したワクチンを除く。）の種類、ロット番号、製造販売業者名、接種回数を記入してください。

妊娠中の場合は、妊娠週数を記入してください。

症状の概要

・症状

(別紙様式 1 記入要領)

患者の受けた予防接種が定期接種だった場合

該当する症状名について、様式 2 ページ目の「報告基準」の中から該当する番号に○印を記入してください。この際、「その他の反応」を選択した場合には、右欄にある症状の例示の中から、該当するアルファベットに○印を記入してください。(複数の症状が該当する場合には、その全てに○印を記入してください。)重ねて本欄への記入は不要です。なお、該当するものが無く、x を選択した場合には、症状名の欄に具体的に症状名を記入してください。

患者の受けた予防接種が任意接種だった場合

症状名の欄に具体的に症状名を記入してください。様式 2 ページ目に同じ症状名がある場合は、できる限り、様式 2 ページ目にある症状名で記載をお願いいたします。

・発生日時

症状の発生した日時を記入してください。

・本剤との因果関係

予防接種と症状との因果関係について、報告者が該当すると考える番号に○印を記入してください。

・他要因（他疾患等）の可能性の有無

今回の症状が予防接種ではなく、他疾患の可能性があるかどうかについて、報告者が該当すると考える番号に○印を記入してください。「有」を選択した場合には、その内容を具体的に記入してください。

・概要（症状・徴候・臨床経過・診断・検査等）：詳細は別表参照

今回の症状の概要を詳しく記入してください。特に、別表に記載した代表的な臨床所見の有無及び代表的な検査の結果を記入してください。

・製造販売業者への情報提供

今回接種したワクチンの製造販売業者等に情報提供を行ったかどうか、該当する番号に○印を記入してください。不明の場合は、記入しないでください。

症状の程度

今回の症状の程度について、報告者が該当すると考える番号に○印を記入してください。「重い」を選択した場合には、その程度について該当する番号に○印を記入してください。なお、「入院」を選択した場合には、入院した病院名、担当医の氏名、入院日及び退院日を記入してください。

症状の転帰

今回の症状の転帰について、報告時点で判明している場合には、転帰日を記入するとともに、その内容について、該当する番号に○印を記入してください。

報告者意見

今回の症状の診断、因果関係の評価又は関連があると考えられるその他の事象について、記入してください。

報告回数

今回の症状を厚生労働省に報告する回数について、該当する番号に○印を記入してください。

別表 各症状の概要

症 状	疾病概要・臨床所見・検査所見	症状発生 までの時間
アナフィラキシー	<u>疾病概要：</u> 即時型（I 型）アレルギー反応を主たる発生机序とし、通常、抗原に曝露してから 30 分以内（場合によっては数時間後）に突然に発症し、急速な症状の進行を伴う過敏反応である。 <u>代表的な臨床所見（複数臓器の症状を伴う）：</u> □ 皮膚又は粘膜症状 □ 循環器症状 □ 呼吸器症状 等 <u>参考資料</u> 重篤副作用疾患別対応マニュアル：アナフィラキシー http://www.info.pmda.go.jp/juutoku/file/jfm0803003.pdf	4 時間
ADEM	<u>疾病概要：</u> 自己免疫的な機序により、急性に脳・脊髄・視神経を含む中枢神経系に散在性に脱髄と炎症を来す疾患である。 <u>代表的な臨床所見（通常は单相性の臨床像）：</u> □ 中枢神経症状（例；意識障害、痙攣、小脳失調） □ 脊髄症状（例；対麻痺、病的反射） □ 末梢神経症状（例；脳神経症状） 等 <u>代表的な検査所見：</u> □ 病理検査；中枢神経系の脱髄巣、細胞浸潤 □ 血液検査；白血球増多、赤沈亢進 □ 髄液検査；リンパ球優位の細胞数増多 □ 画像検査；MRI による散在性の白質病変 等 <u>参考資料</u> 重篤副作用疾患別対応マニュアル：急性散在性脳脊髄炎 http://www.info.pmda.go.jp/juutoku/file/jfm1104009.pdf	2 8 日
脳炎・脳症	<u>疾病概要：</u> 急激な脳の機能不全によって生じる症候群であり、一般に脳実質の炎症所見を伴うものを脳炎、伴わないものを脳症と定義する。 <u>代表的な臨床所見：</u> □ 遷延する意識障害 □ 脳圧亢進症状 □ その他中枢神経症状 (例；痙攣、大脳局在症状、髄膜刺激症候) 等 <u>代表的な検査：</u> □ 病理検査 □ 血液検査 □ 髄液検査 □ 画像検査 □ 脳波検査 等	2 8 日

(別紙様式 1 記入要領)

	<u>参考資料</u> 重篤副作用疾患別対応マニュアル：小児の急性脳症 http://www.info.pmda.go.jp/juutoku/file/jfm1104007.pdf	
けいれん	<u>疾病概要：</u> 全身または一部の筋肉に生じる発作性の不随意運動である。その内容は多様であり、発生機序については不明な点が多い。 <u>代表的な臨床所見：</u> □ 意識消失 □ 痙攣（全身性、緊張性、間代性、強直間代性、弛緩性）等 <u>代表的な検査：</u> □ 検温 □ 画像検査 □ 血液検査 □ 脳波 - 等 <u>参考資料</u> 重篤副作用疾患別対応マニュアル：痙攣・てんかん http://www.info.pmda.go.jp/juutoku/file/jfm0905004.pdf	7 日 (麻しん、風しんは、21 日)
ギラン・バレー症候群	<u>疾病概要：</u> 感染等に続発して免疫異常を生じることにより起こる末梢神経系の炎症性脱髄性疾患である。 <u>代表的な臨床所見（通常は单相性の臨床像）：</u> □ 両側性の筋力低下 □ 腱反射の減弱 □ 感覚障害 - 等 <u>代表的な検査所見：</u> □ 髄液検査：蛋白細胞解離 □ 電気生理検査：末梢神経伝導速度の遅延 - 等 <u>参考資料</u> 重篤副作用疾患別対応マニュアル：ギラン・バレー症候群 http://www.info.pmda.go.jp/juutoku/file/jfm0905002.pdf	28 日
血小板減少性紫斑病	<u>疾病概要：</u> 発生機序を問わず、血小板が減少したために皮膚及び粘膜に紫斑を呈した状態の総称である。 <u>代表的な臨床所見：</u> □ 紫斑 □ その他の出血傾向（例；鼻出血、口腔内出血） - 等 <u>代表的な検査所見：</u> □ 血液検査：血小板の減少 - 等	28 日
肝機能障害	<u>疾病概要：</u> 発生機序を問わず、肝機能に異常を来した状態の総称である。 <u>代表的な臨床所見：</u> □ 全身症状（例；例発熱、倦怠感、黄疸） □ 腹部・消化器症状（例；嘔気・嘔吐、肝腫大） □ 皮膚層状（例；皮疹、掻痒感） - 等 <u>代表的な検査所見：</u> □ 血液検査：AST、ALT の変動 - 等 <u>参考資料</u> 重篤副作用疾患別対応マニュアル：薬物性肝障害 http://www.info.pmda.go.jp/juutoku/file/jfm0804002.pdf	28 日
血管炎	<u>疾病概要：</u>	28 日

(別紙様式 1 記入要領)

	非特異性の炎症性変化で、繊維性肥厚や癒痕化のために血管の閉塞や拡張性変化を生じ、多彩な病態を呈する疾患である。 <u>代表的な臨床所見（複数臓器の症状を伴う）：</u> □ 全身症状（例；発熱、体重減少、全身倦怠感） □ 大・中型血管の臓器症状 （例；血圧異常、咬筋跛行、視力障害、急性腹症） □ 小型血管の臓器症状 （例；皮疹、多発性単神経炎、糸球体腎炎） 等 <u>代表的な検査：</u> □ 病理検査 □ 血液検査 □ 血管造影 - 等	
喘息発作	<u>疾病概要：</u> 種々の刺激に対して気管、気管支の反応性が亢進していることを特徴とする疾患である。 <u>代表的な臨床所見：</u> □ 呼吸症状 （例；呼吸困難、喘鳴、起座呼吸、チアノーゼ） 等 <u>代表的な検査所見：</u> 急性期には通常の検査で行うべき項目はなく、治療が優先される。	2 4 時間
間質性肺炎	<u>疾病概要：</u> 肺の支持組織の炎症性病変を示す疾患群である。 <u>代表的な臨床所見：</u> □ 全身症状（例；発熱） □ 呼吸症状（例；咳嗽、呼吸困難） 等 <u>代表的な検査所見：</u> □ 血液検査：白血球数の増加、低酸素血症 □ 培養検査（血液、喀痰） □ 画像検査（単純 X 線、CT）：びまん性の陰影 等 <u>参考資料</u> 重篤副作用疾患別対応マニュアル：間質性肺炎 http://www.info.pmda.go.jp/juutoku/file/jfm0611002.pdf	2 8 日
皮膚粘膜眼症候群	<u>疾病概要：</u> 原因の多くは医薬品と考えられ、全身症状とともに皮膚粘膜移行部に皮疹を呈する疾患である。 <u>代表的な臨床所見：</u> □ 全身症状（例；発熱） □ 皮膚症状（例；多形滲出性紅斑、口唇のびらん） □ 眼症状（例；結膜充血、眼脂） 等 <u>代表的な検査：</u> □ 病理検査 □ 血液検査 等 <u>参考資料</u> 重篤副作用疾患別対応マニュアル：スティーブンス・ジョンソン症候群 http://www.info.pmda.go.jp/juutoku/file/jfm0611005_01.pdf	2 8 日
ネフローゼ症候群	<u>疾病概要：</u> 尿中に多量の血清タンパク成分を喪失する時にみられる共通の病態をいう臨床的概念である。 <u>代表的な臨床所見：</u>	2 8 日

	□ 浮腫 等 代表的な検査所見： □ 病理検査 □ 尿検査；蛋白尿 □ 血液検査；低アルブミン血症 等 参考資料 重篤副作用疾患別対応マニュアル：ネフローゼ症候群 http://www.info.pmda.go.jp/juutoku/file/jfm1003007.pdf	
全身播種性 B C G 感染症	疾病概要： BCG が全身に播種した状態である。 代表的な臨床所見： □ 全身症状（例；発熱、咳嗽） □ リンパ節腫脹 □ 病変部の臓器症状（肺、骨、皮膚等） 等 代表的な検査所見： □ 菌の証明（喀痰、胃液、胸水、髄液） □ 血液検査：炎症所見 □ 画像検査：リンパ節腫大、空洞病変、粟粒陰影 等	1 年
B C G 骨炎・骨髄炎・骨膜炎	疾病概要： BCG による骨炎、骨髄炎、骨膜炎である。 代表的な臨床所見： □ 局所症状（例；病変部の腫脹、疼痛、腫瘤等） 等 代表的な検査所見： □ 菌の証明 □ 画像：骨の透亮像、膿瘍形成 等	2 年
皮膚結核様病変	疾病概要： 真性（正）皮膚結核や結核疹等結核菌によって皮膚に起こる病変の総称である。 代表的な臨床所見： □ 皮疹（全身性、限局性） 代表的な検査所見： □ 菌の証明 □ 病理検査：類上皮肉芽腫、Langhans 巨細胞 等	3 ヶ月
化膿性リンパ節炎（B C G）	疾病概要： 病原微生物のリンパ流への侵入により、リンパ節に炎症を起こし、化膿した状態である。 代表的な臨床所見： □ 全身症状（例；発熱、倦怠感） □ 局所症状（例；リンパ節での膿瘍、瘻孔の形成） 代表的な検査所見： □ 菌の証明 □ 血液検査	4 ヶ月
血管迷走神経反射 (失神を伴うものに限る)	疾病概要： 自律神経のバランスが崩れ、血圧の低下、徐脈が生じる病態であり、脳血流が低下して失神に至ることがある。 代表的な臨床所見： □ 失神 □ 悪心 □ 発汗 □ 血圧の低下 等	3 0 分

予防接種法施行令及び厚生科学審議会令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）（抄）

（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（政令で定めるA類疾病） 第一条 予防接種法（以下「法」という。）<u>第二条第二項第十二号</u>の政令で定める疾病は、痘そうとする。 （市町村長が予防接種を行う疾病及びその対象者） 第一条の二 <u>法第五条第一項</u>の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十六号）<u>附則第三条第一項（予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）附則第七条の規定により読み替えられる場合を含む。</u>）の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。		（政令で定める<u>一類疾病</u>） 第一条 予防接種法（以下「法」という。）<u>第二条第二項第九号</u>の政令で定める疾病は、痘そうとする。 （定期の予防接種を行う疾病及びその対象者） 第一条の二 <u>法第三条第一項</u>の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十六号）<u>附則第三条第一項（予防接種法及び新typeインフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）附則第三条の規定により読み替えられる場合を含む。</u>）の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。	
疾 病	予 防 接 種 の 対 象 者	疾 病	定 期 の 予 防 接 種 の 対 象 者
（略）	（略）	（略）	（略）

麻しん	一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	風しん	一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	(略)	(略)	結核	Hib感染症	肺炎球菌感染症 (小児がかかるものに限る。)	ヒトパピローマ ウイルス感染症
							生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者	生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者	十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にあり女子

麻しん	一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	風しん	一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	(略)	(略)	結核	(新設)	(新設)	(新設)
							(新設)	(新設)	(新設)

インフルエンザ	一 六十五歳以上の者
	二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、 心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト 免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害 を有するものとして厚生労働省令で定める もの

2 前項の表の上欄に掲げる疾病（インフルエンザを除く。以下この項において「特定疾病」という。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であつた者（当該特定疾病にかかつている者又はかかつていたことのある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）であつて、当該掲げる者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかつたことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る法第五条第一項の規定による予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から起算して二年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。

（市町村長が予防接種を行うことを要しない疾病）

第二条 法第五条第二項の政令で定める疾病は、日本脳炎とする。

インフルエンザ	一 六十五歳以上の者
	二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、 心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又は ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能 に障害を有するものとして厚生労働省令 で定めるもの

2 前項の表の上欄に掲げる疾病（インフルエンザを除く。以下この項において「特定疾病」という。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる定期の予防接種の対象者であつた者（当該特定疾病にかかつている者又はかかつていたことのある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）であつて、当該定期の予防接種の対象者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかつたことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る法第三条第一項に規定する予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から起算して二年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。

（定期の予防接種を行うことを要しない疾病）

第二条 法第三条第二項の政令で定める疾病は、日本脳炎とする。

（厚生労働大臣が予防接種を行うよう指示することができる場合）

第三条 厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示することができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六条第一項に規定する疾病（以下この条において「疾病」という。）が発生し、若しくは流行し、又はそのおそれがあるつて、二以上の都道府県にわたつて同時に予防接種を行う必要があるとき。

二・三 （略）

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、疾病に係る予防接種による健康被害が発生するおそれが大きい場合であつて、予防接種の対象者を制限する必要があると認められるときに、厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示する場合は、疾病が発生した場合に直ちにそのまん延を防止するために必要な業務に従事しなければならない者であつて当該疾病に感染するおそれがあると認められるものを対象として予防接種を行うよう指示するものとする。

3 前項の予防接種の対象者を制限する必要があると認められるときであつて、現に日本で疾病が発生し、又は発生することが確実であると認められるときに、厚生労働大臣が法第六条第二項の規

（厚生労働大臣が予防接種を行うよう指示することができる場合）

第三条 厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示することができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六条第一項に規定する疾病（以下この条において「疾病」という。）が発生し、若しくは流行し、又はそのおそれがあるつて、二以上の都道府県にわたつて同時に予防接種を行う必要があるとき。

二・三 （略）

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、疾病に係る予防接種による健康被害が発生するおそれが大きい場合であつて、予防接種の対象者を制限する必要があると認められるときに、厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示する場合は、疾病が発生した場合に直ちにそのまん延を防止するために必要な業務に従事しなければならない者であつて当該疾病に感染するおそれがあると認められるものを対象として予防接種を行うよう指示するものとする。

3 前項の予防接種の対象者を制限する必要があると認められるときであつて、現に日本で疾病が発生し、又は発生することが確実であると認められるときに、厚生労働大臣が法第六条第二項の規

定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示する場合は、前項に規定する者及び当該疾病の病毒によつて汚染された物又は当該疾病にかかっている者（疑似症を呈している者を含む。）に接触したと認められる者を対象として予防接種を行うよう指示するものとする。

（予防接種を行う医師）

第四条 市町村長又は都道府県知事は、法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を、当該市町村長又は都道府県知事の要請に応じて予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うときは、当該予防接種を行う医師について、その氏名及び予防接種を行う主たる場所を公告するものとする。ただし、専ら市町村長又は都道府県知事が自ら設ける場所において実施する予防接種を行う医師については、この限りでない。

2 市町村長又は都道府県知事は、前項の規定により公告した事項に変更があつたとき、又は同項の医師の承諾が撤回されたときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

（予防接種の公告）

第五条 市町村長又は都道府県知事は、法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行う場合には、予

定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示する場合は、前項に規定する者及び当該疾病の病毒によつて汚染された物又は当該疾病にかかっている者（疑似症を呈している者を含む。）に接触したと認められる者を対象として予防接種を行うよう指示するものとする。

（予防接種を行う医師）

第四条 市町村長又は都道府県知事は、法第三条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を、当該市町村長又は都道府県知事の要請に応じて予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うときは、当該予防接種を行う医師について、その氏名及び予防接種を行う主たる場所を公告するものとする。ただし、専ら市町村長又は都道府県知事が自ら設ける場所において実施する予防接種を行う医師については、この限りでない。

2 市町村長又は都道府県知事は、前項の規定により公告した事項に変更があつたとき、又は同項の医師の承諾が撤回されたときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

（予防接種の公告）

第五条 市町村長又は都道府県知事は、法第三条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行う場合には、予

防接種の種類、予防接種の対象者の範囲、予防接種を行う期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項その他必要な事項を公告しなければならない。

(対象者等への周知)

第六条 市町村長は、法第五条第一項の規定による予防接種を行う場合には、前条の規定による公告を行うほか、当該予防接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項その他必要な事項を周知しなければならない。

(予防接種に関する記録)

第六条の二 市町村長又は都道府県知事は、法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録を作成し、かつ、これを当該予防接種を行ったときから五年間保存しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(市町村長の報告)

防接種の種類、予防接種の対象者の範囲、予防接種を行う期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項その他必要な事項を公告しなければならない。

(対象者等への周知)

第六条 市町村長は、法第三条第一項の規定による予防接種を行う場合には、前条の規定による公告を行うほか、当該予防接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項その他必要な事項を周知しなければならない。

(予防接種に関する記録)

第六条の二 市町村長又は都道府県知事は、予防接種を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録を作成し、かつ、これを予防接種を行ったときから五年間保存しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(市町村長の報告)

第七条 市町村長は、法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行ったときは、予防接種を受けた者の数を、厚生労働省令で定めるところにより、保健所長（特別区及び地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の長にあつては都道府県知事）に報告しなければならない。

（定期の予防接種等による健康被害の救済に関する措置）

第八条 法第十五条第一項の規定による給付に關して必要な事項は、予防接種がA類疾病又はB類疾病からの社会の防衛に資するものであること及び予防接種を受けたことによる疾病が医学上の特性を有するものであることに鑑み、経済的社会的諸事情の変動及び医学の進歩に即応するよう定められるものとする。

（審議会等で政令で定めるもの）

第九条 法第十五条第二項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。

（A類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療費）

第十条 法第十六条第一項第一号の規定による医療費の額は、次に掲げる医療に要した費用の額を限度とする。ただし、予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者が、当該疾病につ

第七条 市町村長は、予防接種を行ったときは、予防接種を受けた者の数を、厚生労働省令で定めるところにより、保健所長（特別区及び地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の長にあつては都道府県知事）に報告しなければならない。

（予防接種による健康被害の救済に関する措置）

第八条 法第十一条第一項の規定による給付に關して必要な事項は、予防接種がA類疾病又はB類疾病からの社会の防衛に資するものであること及び予防接種を受けたことによる疾病が医学上の特性を有するものであることにかんがみ、経済的社会的諸事情の変動及び医学の進歩に即応するよう定められるものとする。

（審議会等で政令で定めるもの）

第九条 法第十一条第二項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。

（A類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療費）

第十条 法第十二条第一項第一号の規定による医療費の額は、次に掲げる医療に要した費用の額を限度とする。ただし、予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者が、当該疾病につ

き、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。

）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（以下この条において「社会保険各法」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）若しくは公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による

き、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。

）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（以下この条において「社会保険各法」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）若しくは公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による

医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。)を限度とする。

一六 (略)

2 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療手当)

第十一条 法第十六条第一項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一四 (略)

2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療を受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万五千六百円とする。

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金)

第十二条 法第十六条第一項第二号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする。

2 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 法第二条第五項に規定する臨時の予防接種(法第六条第三項に係るものに限る。以下「第三項臨時予防接種」という。)を

医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。)を限度とする。

一六 (略)

2 (略)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療手当)

第十一条 法第十二条第一項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一四 (略)

2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療を受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万五千六百円とする。

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金)

第十二条 法第十二条第一項第二号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする。

2 法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 法第七条の二第一項に規定する臨時の予防接種(法第六条第三項に係るものに限る。以下「第三項臨時予防接種」という。)

受けたことにより障害の状態にある者を養育する者に支給する場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ・ロ (略)

二 (略)

- 3 前項の規定による障害児養育年金の額は、別表第一に定める障害の状態にある十八歳未満の者（以下「障害児」という。）であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものを養育する者に支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4 (略)

- 5 障害児について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）の規定により特別児童扶養手当又は障害児福祉手当が支給されるときは、法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により算定した額から同号の規定による障害児養育年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の額を控除して得た額とする。

（）を受けたことにより障害の状態にある者を養育する者に支給する場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ・ロ (略)

二 (略)

- 3 前項の規定による障害児養育年金の額は、別表第一に定める障害の状態にある十八歳未満の者（以下「障害児」という。）であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものを養育する者に支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4 (略)

- 5 障害児について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）の規定により特別児童扶養手当又は障害児福祉手当が支給されるときは、法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により算定した額から同号の規定による障害児養育年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の額を控除して得た額とする。

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金)

第十三条 法第十六条第一項第三号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第二に定めるとおりとする。

2 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

3 前項の規定による障害年金の額は、一級障害者又は二級障害者であつて、児童福祉法にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4 (略)

5 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金を受ける者について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定により福祉手当が支給されるとき、又は国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第三十条の四の規定による障害基礎年金が支給されるときは、同号の規定による障害年金の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により算定した額から同号の規定による障害年金の支給期間中の各年に支給

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金)

第十三条 法第十二条第一項第三号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第二に定めるとおりとする。

2 法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

3 前項の規定による障害年金の額は、一級障害者又は二級障害者であつて、児童福祉法にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4 (略)

5 法第十二条第一項第三号の規定による障害年金を受ける者について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定により福祉手当が支給されるとき、又は国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第三十条の四の規定による障害基礎年金が支給されるときは、同号の規定による障害年金の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により算定した額から同号の規定による障害年金の支給期間中の各年に支給

される特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の額若しくは福祉手当の額又は障害基礎年金の額の百分の四十に相当する額を控除して得た額とする。

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給期間等)

第十四条 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金又は同項第三号の規定による障害年金（以下「A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付」という。）の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであったA類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期のA類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の額の変更)

第十五条 障害児又は法第十六条第一項第三号の規定による障害年

される特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の額若しくは福祉手当の額又は障害基礎年金の額の百分の四十に相当する額を控除して得た額とする。

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給期間等)

第十四条 法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金又は同項第三号の規定による障害年金（以下「一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付」という。）の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の額の変更)

第十五条 障害児又は法第十二条第一項第三号の規定による障害年

金の支給を受けている者の障害の状態に変更があつたため、新たに別表第一又は別表第二に定める他の等級に該当することとなつた場合においては、新たに該当するに至つた等級に應ずる額を支給するものとし、従前の給付は行わない。

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付に係る診断及び報告)

第十六条 市町村長は、A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給に関し特に必要があるときは、A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者に対して、医師の診断を受けるべきこと若しくはその養育する障害児について医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は必要な報告を求めることができる。

2 A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなくて前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。

(死亡一時金)

第十七条 法第十六条第一項第四号の政令で定める遺族は、配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者

金の支給を受けている者の障害の状態に変更があつたため、新たに別表第一又は別表第二に定める他の等級に該当することとなつた場合においては、新たに該当するに至つた等級に應ずる額を支給するものとし、従前の給付は行わない。

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付に係る診断及び報告)

第十六条 市町村長は、一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給に関し特に必要があるときは、一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者に対して、医師の診断を受けるべきこと若しくはその養育する障害児について医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は必要な報告を求めることができる。

2 一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなくて前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。

(死亡一時金)

第十七条 法第十二条第一項第四号の政令で定める遺族は、配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者

を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、配偶者以外の者にあつては、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。

2 死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める順序とする。

一 第三項臨時予防接種を受けたことにより死亡した者の遺族に支給する場合 次のイ及びロの順序（イ及びロに掲げる者のうちにあつては、それぞれイ及びロに掲げる順序）

イ 第三項臨時予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ (略)

二 (略)

3 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡前にその者の死亡によつて死亡一時金を受けることができる先順位又は同順位となるべき者を故意に死亡させた者及び死亡一時金を受けることができる先順位又は同順位の者を故意に死亡させた者は、死亡一時金を受けることができる遺族としない。

4 (略)

5 前項の規定による死亡一時金の額は、予防接種を受けたことにより死亡した者が法第十六条第一項第三号の規定による障害年金

を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、配偶者以外の者にあつては、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。

2 死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める順序とする。

一 第三項臨時予防接種を受けたことにより死亡した者の遺族に支給する場合 次のイ及びロの順序（イ及びロに掲げる者のうちにあつては、それぞれイ及びロに掲げる順序）

イ 第三項臨時予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ (略)

二 (略)

3 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡前にその者の死亡によつて死亡一時金を受けることができる先順位又は同順位となるべき者を故意に死亡させた者及び死亡一時金を受けることができる先順位又は同順位の者を故意に死亡させた者は、死亡一時金を受けることができる遺族としない。

4 (略)

5 前項の規定による死亡一時金の額は、予防接種を受けたことにより死亡した者が法第十二条第一項第三号の規定による障害年金

の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に次の表の上欄に掲げる同号の規定による障害年金の支給を受けた期間の区分に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けた期間	(略)
(略)	(略)

6 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る葬祭料)

第十八条 法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の額は、二十万千円とする。

(B類疾病に係る定期の予防接種に係る医療費)

第十九条 法第十六条第二項第一号の政令で定める程度の医療は、病院又は診療所への入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療とする。

2 法第十六条第二項第一号の規定による医療費の支給の請求は、当該医療費の支給の対象となる費用の支払が行われた時から五年を経過したときは、することができない。

3 第十条の規定は、法第十六条第二項第一号の規定による医療費の額について準用する。

の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に次の表の上欄に掲げる同号の規定による障害年金の支給を受けた期間の区分に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けた期間	(略)
(略)	(略)

6 (略)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る葬祭料)

第十八条 法第十二条第一項第五号の規定による葬祭料の額は、二十万千円とする。

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る医療費)

第十九条 法第十二条第二項第一号の政令で定める程度の医療は、病院又は診療所への入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療とする。

2 法第十二条第二項第一号の規定による医療費の支給の請求は、当該医療費の支給の対象となる費用の支払が行われた時から五年を経過したときは、することができない。

3 第十条の規定は、法第十二条第二項第一号の規定による医療費の額について準用する。

(B類疾病に係る定期の予防接種に係る医療手当)

第二十条 法第十六条第二項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、第十一条に規定する金額とする。

2 法第十六条第二項第一号の規定による医療手当の支給の請求は、その請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から五年を経過したときは、することができない。

(B類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金)

第二十一条 法第十六条第二項第三号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第二(三級の項を除く。)に定めるとおりとする。

2 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

(B類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金の額の変更)

第二十二条 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があつたため、新たに別表第二に定める他の等級(三級を除く。)に該当することとなつた場合においては、新たに該当するに至つた等級に應ずる額を支給するものとし、従前の給付は行わない。

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る医療手当)

第二十条 法第十二条第二項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、第十一条に規定する金額とする。

2 法第十二条第二項第一号の規定による医療手当の支給の請求は、その請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から五年を経過したときは、することができない。

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金)

第二十一条 法第十二条第二項第三号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第二(三級の項を除く。)に定めるとおりとする。

2 法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金の額の変更)

第二十二条 法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があつたため、新たに別表第二に定める他の等級(三級を除く。)に該当することとなつた場合においては、新たに該当するに至つた等級に應ずる額を支給するものとし、従前の給付は行わない。

(B類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金の給付に係る診断及び報告)

第二十三条 第十六条の規定は、法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の給付に係る診断及び報告について準用する。

(遺族年金)

第二十四条 法第十六条第二項第四号の政令で定める遺族年金を受けることができる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとする。

2 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子とみなす。

3 (略)

4 遺族年金は、十年を限度として支給するものとする。ただし、予防接種を受けたことにより死亡した者が当該予防接種を受けたことによる障害について法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがある場合には、十年からその支給を受けた期間（その期間が七年を超えるときは、七年とする。）を控除して得た期間を限度として支給するものとする。

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金の給付に係る診断及び報告)

第二十三条 第十六条の規定は、法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の給付に係る診断及び報告について準用する。

(遺族年金)

第二十四条 法第十二条第二項第四号の政令で定める遺族年金を受けることができる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとする。

2 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子とみなす。

3 (略)

4 遺族年金は、十年を限度として支給するものとする。ただし、予防接種を受けたことにより死亡した者が当該予防接種を受けたことによる障害について法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがある場合には、十年からその支給を受けた期間（その期間が七年を超えるときは、七年とする。）を控除して得た期間を限度として支給するものとする。

5 5 7 (略)

8 遺族年金を受けることができる先順位者がその請求をしないで死亡した場合においては、次順位者が遺族年金を請求することができる。遺族年金を受けることができる先順位者の死亡により遺族年金が支給されないこととなった場合において、同順位者がなく後順位者があるときも、同様とする。

9 遺族年金の支給の請求は、予防接種を受けたことにより死亡した者の当該予防接種を受けたことによる疾病又は障害について法第十六条第二項第一号の規定による医療費若しくは医療手当又は同項第三号の規定による障害年金の支給の決定があつた場合には、その死亡の時から二年、それ以外の場合には、その死亡の時から五年を経過したとき（前項後段の規定による請求により支給する遺族年金にあつては、遺族年金を受けることができる先順位者の死亡の時から二年を経過したとき）は、することができない。

(B類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金等の支給期間等)

第二十五条 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金又は同項第四号の規定による遺族年金（次項において「障害年金等」と総称する。）の支給は、その請求があつた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 (略)

5 5 7 (略)

8 遺族年金を受けることができる先順位者がその請求をしないで死亡した場合においては、次順位者が遺族年金を請求することができる。遺族年金を受けることができる先順位者の死亡により遺族年金が支給されないこととなった場合において、同順位者がなく後順位者があるときも、同様とする。

9 遺族年金の支給の請求は、予防接種を受けたことにより死亡した者の当該予防接種を受けたことによる疾病又は障害について法第十二条第二項第一号の規定による医療費若しくは医療手当又は同項第三号の規定による障害年金の支給の決定があつた場合には、その死亡の時から二年、それ以外の場合には、その死亡の時から五年を経過したとき（前項後段の規定による請求により支給する遺族年金にあつては、遺族年金を受けることができる先順位者の死亡の時から二年を経過したとき）は、することができない。

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金等の支給期間等)

第二十五条 法第十二条第二項第三号の規定による障害年金又は同項第四号の規定による遺族年金（次項において「障害年金等」と総称する。）の支給は、その請求があつた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 (略)

(遺族一時金)

第二十六条 法第十六条第二項第四号の政令で定める遺族一時金を受けることができる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、配偶者以外の者にあつては、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。

2 (略)

3 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族（当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当時胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。）がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百八万四千八百円

二 (略)

4・5 (略)

(B類疾病に係る定期の予防接種に係る葬祭料)

第二十八条 法第十六条第二項第五号の規定による葬祭料の額は、

(遺族一時金)

第二十六条 法第十二条第二項第四号の政令で定める遺族一時金を受けることができる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、配偶者以外の者にあつては、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。

2 (略)

3 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族（当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当時胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。）がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百八万四千八百円

二 (略)

4・5 (略)

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る葬祭料)

第二十八条 法第十二条第二項第五号の規定による葬祭料の額は、

第十八条に規定する金額とする。

- 2 第二十四条第九項の規定は、法第十六条第二項第五号の規定による葬祭料の支給の請求について準用する。

(未支給の給付)

第二十九条 給付を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給していなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつてその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに支給する。

2・3 (略)

(厚生労働省令への委任)

第三十条 この政令に定めるもののほか、給付の請求の手続その他給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(都道府県の負担)

第三十一条 法第二十六条第一項の規定による都道府県の負担は、各年度において、法第二十五条第一項の規定により市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金が

第十八条に規定する金額とする。

- 2 第二十四条第九項の規定は、法第十二条第二項第五号の規定による葬祭料の支給の請求について準用する。

(未支給の給付)

第二十九条 給付を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給していなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつてその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに支給する。

2・3 (略)

(省令への委任)

第三十条 この政令に定めるもののほか、給付の請求の手続その他給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(都道府県の負担)

第三十一条 法第二十二條第一項の規定による都道府県の負担は、各年度において、法第二十一条第一項の規定により市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金が

あるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）について行う。

2 法第二十六条第二項の規定による都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第二十五条第一項の規定により市町村が支弁する費用（法第六条第三項の規定による予防接種に係るものに限る。）については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から当該年度において現に要した当該費用に係る法第二十八条の規定による徴収金の額（その額が厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額に満たないときは、当該基準によつて算定した額とする。）を控除した額

二 法第二十五条第二項の規定により市町村が支弁する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

3 厚生労働大臣は、前二項に規定する基準を定めるに当たつては、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣と協議しなければならない

あるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）について行う。

2 法第二十二條第二項の規定による都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第二十一条第一項の規定により市町村が支弁する費用（法第六条第三項の規定による予防接種に係るものに限る。）については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から当該年度において現に要した当該費用に係る法第二十四条の規定による徴収金の額（その額が厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額に満たないときは、当該基準によつて算定した額とする。）を控除した額

二 法第二十一条第二項の規定により市町村が支弁する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

3 厚生労働大臣は、前二項に規定する基準を定めるに当たつては、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣と協議しなければならない

(国庫の負担)

第三十二条 法第二十七条第一項の規定による国庫の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第二十五条第一項の規定により都道府県が支弁する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

二 法第二十六条第一項の規定により都道府県が負担する費用については、当該年度において現に要した当該費用の額

2 (略)

(実費)

第三十三条 法第二十八条の実費とは、薬品費、材料費及び予防接種を行うため臨時に雇われた者に支払う経費をいう。

2 法第五条第一項の規定による予防接種であつてA類疾病に係るものを行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者の負担能力、地域の実情その他の事情を勘案して、当該予防接種について、法第二十八条本文の規定により実費を徴収するかどうかを決定

(国庫の負担)

第三十二条 法第二十三条第一項の規定による国庫の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第二十一条第一項の規定により都道府県が支弁する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

二 法第二十二条第一項の規定により都道府県が負担する費用については、当該年度において現に要した当該費用の額

2 (略)

(実費)

第三十三条 法第二十四条の実費とは、薬品費、材料費及び予防接種を行うため臨時に雇われた者に支払う経費をいう。

(新設)

するとともに、徴収する場合にあつては徴収する者の基準及び徴収する額を定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(市町村長が行う予防接種の対象者の特例)

2

法第五条第一項の政令で定める者については、平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間、第一条の二第二項の表麻しんの項及び風しんの項中

「一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者

二 五歳以上七歳未満の者で

あつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期

に達する日の前日までの間にあるもの」とあるのは、

「一	生後
二	五歳
三	十歳
四	十三歳

十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者
以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年
歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にあ
歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にあ

前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
る者

とす

附 則

1 (略)

2

法第三条第一項の政令で定める者については、平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間、第一条の二第二項の表麻しんの項及び風しんの項中

「一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者

二 五歳以上七歳未満の者で

あつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期

に達する日の前日までの間にあるもの」とあるのは、

「一	生後
二	五歳
三	十歳
四	十三歳

十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者
以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年
歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にあ
歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にあ

前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
る者

とす

る者

る。

3・4 (略)

5 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生によりやむを得ないと認められる場合には、同日において第一条の二第一項の表の上欄に掲げる疾病（結核及びインフルエンザを除く。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であつた者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他同項の厚生労働省令で定める者を除く。）については、同欄に掲げる者でなくなつた日から同年八月三十一日までの間においても、それぞれ当該疾病に係る法第五条第一項の政令で定める者とする。

別表第一（第十二条、第十五条関係）

等級	障害の状況
一級	一 (略) 二 両耳の聴力が、耳鼓に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のも

る者

る。

3・4 (略)

5 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生によりやむを得ないと認められる場合には、同日において第一条の二第一項の表の上欄に掲げる疾病（結核及びインフルエンザを除く。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であつた者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他同項の厚生労働省令で定める者を除く。）については、同欄に掲げる者でなくなつた日から同年八月三十一日までの間においても、それぞれ当該疾病に係る法第三条第一項の政令で定める者とする。

別表第一（第十二条、第十五条関係）

等級	障害の状況
一級	一 (略) 二 両耳の聴力が、耳鼓に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のも

	二級
三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 四 両下肢の用を全く廃したもの 五 体幹の機能に座つてゐることができない程度の障害を有するもの 六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 七 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 八 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	一 (略) 二 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をした場合においてのみこれを解することができる程度のもの 三・四 (略) 五 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 六 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 七 (略) 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害

	二級
三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 四 両下肢の用を全く廃したもの 五 体幹の機能に座つてゐることができない程度の障害を有するもの 六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 七 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 八 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	一 (略) 二 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をした場合においてのみこれを解することができる程度のもの 三・四 (略) 五 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 六 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 七 (略) 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害

又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
九 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折以上がある者については、矯正視力によって測定する。

別表第二（第十三条、第十五条、第二十一条、第二十二条関係）

等級	障害の状態
一級	一 (略) 二 両上肢の用を全く廃したもの 三 両下肢の用を全く廃したもの 四 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの

又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
九 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折以上がある者については、矯正視力によって測定する。

別表第二（第十三条、第十五条、第二十一条、第二十二条関係）

等級	障害の状態
一級	一 (略) 二 両上肢の用を全く廃したもの 三 両下肢の用を全く廃したもの 四 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの

	二級
五 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 六 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	一・二 (略) 三 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のも 四 (略) 五 一上肢の用を全く廃したもの 六 一下肢の用を全く廃したもの 七 (略) 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度のもの 九 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

	二級
五 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 六 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	一・二 (略) 三 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のも 四 (略) 五 一上肢の用を全く廃したもの 六 一下肢の用を全く廃したもの 七 (略) 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度のもの 九 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

三級 一、三 (略) 四 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 五 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 六 (略) 七 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 八 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 九 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折以上がある者については、矯正視力によつて測定する。
三級 一、三 (略) 四 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 五 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 六 (略) 七 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 八 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 九 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折以上がある者については、矯正視力によつて測定する。

○厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）（抄）
（第二条関係）

改正案

（分科会）	
第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
名称	所掌事務
予防接種・ワクチン分科会	一 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること。 二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
（略）	（略）

256（略）

（庶務）

第九条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において

現行

（分科会）	
第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
名称	所掌事務
感染症分科会	一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。 二 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
（略）	（略）

256（略）

（庶務）

第九条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において

（傍線の部分は改正部分）

総括し、及び処理する。ただし、予防接種・ワクチン分科会に係るものについては厚生労働省健康局結核感染症課において、生活衛生適正化分科会に係るものについては厚生労働省健康局生活衛生課において処理する。

総括し、及び処理する。ただし、感染症分科会に係るものについては厚生労働省健康局結核感染症課において、生活衛生適正化分科会に係るものについては厚生労働省健康局生活衛生課において処理する。

○所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（抄）
（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（障害者等の範囲） 第三十一条の二 法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定める個人は、次に掲げる者とする。 一、十四（略） 十五 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）<u>第十六条第一項第三号</u>若しくは第二項第三号（給付の範囲）に掲げる障害年金を受けている者又は同項第四号に掲げる遺族年金を受けている同号に規定する遺族（妻に限る。）である者 十六、二十一（略）	（障害者等の範囲） 第三十一条の二 法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定める個人は、次に掲げる者とする。 一、十四（略） 十五 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）<u>第十二条第一項第三号</u>若しくは第二項第三号（給付の種類）に掲げる障害年金を受けている者又は同項第四号に掲げる遺族年金を受けている同号に規定する遺族（妻に限る。）である者 十六、二十一（略）

改 正 案	現 行
（収益事業の範囲） 第五条 法第二条第十三号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。 一、二十八（略） 二十九 医療保健業（財務省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるもの以外のもの イ、リ（略） 又 公益社団法人等で、結核に係る健康診断（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十七条第一項並びに第五十三条の二第一項及び第三項（健康診断）の規定に基づく健康診断に限る。）、予防接種（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）<u>第五条第一項（市町村長が行う予防接種）及び第六条第一項（臨時に行う予防接種）</u>の規定に基づく予防接種に限る。）及び医療を行い、かつ、これらの医学的研究（その研究につき国の補助があるものに限る。）を行うもののうち法人格を異にする	（収益事業の範囲） 第五条 法第二条第十三号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。 一、二十八（略） 二十九 医療保健業（財務省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるもの以外のもの イ、リ（略） 又 公益社団法人等で、結核に係る健康診断（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十七条第一項並びに第五十三条の二第一項及び第三項（健康診断）の規定に基づく健康診断に限る。）、予防接種（<u>予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項及び第六条第一項（予防接種）</u>の規定に基づく予防接種に限る。）及び医療を行い、かつ、これらの医学的研究（その研究につき国の補助があるものに限る。）を行うもののうち法人格を異にする支部を含めて全国的組織を有するもの

る支部を含めて全国的組織を有するもの及びその支部である ものが行う当該健康診断及び予防接種に係る医療保健業 ルゝタ (略) 三十ゝ三十四 (略) 2 (略)	及びその支部であるものが行う当該健康診断及び予防接種に 係る医療保健業 ルゝタ (略) 三十ゝ三十四 (略) 2 (略)
---	---

○予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）（抄）
（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （従前の予防接種による健康被害の救済に関する給付） 第二条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による給付については<u>予防接種法第十六条第一項並びに</u>予防接種法施行令第八条から第十八条まで、第二十九条及び第三十条、当該給付の都道府県の負担については同令第三十一条第二項及び第三項の規定（同法第六条第三項に係る部分を除く。）の例による。この場合において、同令第十三条第二項第二号中「定める額」とあるのは「定める額（<u>予防接種による健康被害の救済に関する従前の措置として行われた給付であつて厚生労働大臣の定めるもの（以下「従前の給付」という。）</u>を受け、かつ、<u>法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給期間が十六年に満たない者に係るときは、当該額から調整額（その者に係る従前の給付の額とその給付の事由が生じた日とに応じて厚生労働大臣が定める額（以下「調整基礎額」という。）</u>につき、その者が従前の給付を受けた日から初めて同号の規定による障害年金の支給を受ける日までの期間の年数（その年数に一年未満の端数	附 則 （従前の予防接種による健康被害の救済に関する給付） 第二条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による給付については<u>予防接種法第十二条第一項並びに</u>予防接種法施行令第八条から第十八条まで、第二十九条及び第三十条、当該給付の都道府県の負担については同令第三十一条第二項及び第三項の規定（同法第六条第三項に係る部分を除く。）の例による。この場合において、同令第十三条第二項第二号中「定める額」とあるのは「定める額（<u>予防接種による健康被害の救済に関する従前の措置として行われた給付であつて厚生労働大臣の定めるもの（以下「従前の給付」という。）</u>を受け、かつ、<u>法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給期間が十六年に満たない者に係るときは、当該額から調整額（その者に係る従前の給付の額とその給付の事由が生じた日とに応じて厚生労働大臣が定める額（以下「調整基礎額」という。）</u>につき、その者が従前の給付を受けた日から初めて同号の規定による障害年金の支給を受ける日までの期間の年数（その年数に一年未満の端数

があるときは、これを切り捨てるものとする。」に應じ、年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額について、利率を年五パーセントとし、償還期間を十五年間とする元利均等年賦償還の方法により償還するものとして計算した一年当たりの額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。）を控除して得た額」と、同条第三項中「前項」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「前三項の規定により算定した額」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定により読み替えられた前三項の規定により算定した額」と、同令第十七条第四項第二号中「四千二百五十万円」とあるのは「四千二百五十万円（従前の給付を受けた者が法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けることなく死亡したときは、当該額から調整基礎額について従前の給付を受けた日から死亡した日までの年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に應じて年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額）」と、同条第五項中「死亡した者」とあるのは「死亡した者（従前の給付を受けた者を除く。）」と、「とする」とあるの

があるときは、これを切り捨てるものとする。」に應じ、年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額について、利率を年五パーセントとし、償還期間を十五年間とする元利均等年賦償還の方法により償還するものとして計算した一年当たりの額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。）を控除して得た額」と、同条第三項中「前項」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「前三項の規定により算定した額」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定により読み替えられた前三項の規定により算定した額」と、同令第十七条第四項第二号中「四千二百五十万円」とあるのは「四千二百五十万円（従前の給付を受けた者が法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けることなく死亡したときは、当該額から調整基礎額について従前の給付を受けた日から死亡した日までの年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に應じて年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額）」と、同条第五項中「死亡した者」とあるのは「死亡した者（従前の給付を受けた者を除く。）」と、「とする」とあるの

は「とし、予防接種を受けたことにより死亡した者が従前の給付を受け、かつ、同号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、当該額から、十五年から同号の規定による障害年金を受けていた期間の年数を控除した年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に相当する期間（以下「調整残期間」という。）の各年の調整額を年五パーセントの利率による複利現価法によつて調整残期間の最初の年から当該各年までのそれぞれの期間に應じて割り引いた額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額とする」と読み替えるものとする。

は「とし、予防接種を受けたことにより死亡した者が従前の給付を受け、かつ、同号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、当該額から、十五年から同号の規定による障害年金を受けていた期間の年数を控除した年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に相当する期間（以下「調整残期間」という。）の各年の調整額を年五パーセントの利率による複利現価法によつて調整残期間の最初の年から当該各年までのそれぞれの期間に應じて割り引いた額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額とする」と読み替えるものとする。

予防接種法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

○予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）（抄）

（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（予防接種の推進を図るための指針を定める疾病） 第一条 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号。以下「法」という。）<u>第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める疾病は、麻しん、結核及びインフルエンザとする。</u> （保健所長等の指示） 第一条の二 <u>法第五条第一項の規定による市町村長に対する保健所長（特別区及び地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市にあつては都道府県知事。以下同じ。）の指示は、</u>予防接種施行の時期、<u>予防接種の対象者の範囲、</u>予防接種の技術的な実施方法その他必要な事項とする。 （予防接種の対象者から除かれる者） 第二条 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号。以下「令」という。）<u>第一条の二第二項本文及び第二項に規定する厚</u>	（新設） 第一条 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号。以下「法」という。）<u>第三条第一項の規定による市町村長に対する保健所長（特別区及び地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市にあつては都道府県知事。以下同じ。）の指示は、</u>予防接種施行の時期、<u>予防接種の対象者の範囲、</u>予防接種の技術的な実施方法その他必要な事項とする。 第二条 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号。以下「令」という。）<u>第一条の二第二項本文に規定する厚生労働省令</u>

生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

四 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

五 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者

六 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者

七 (略)

(インフルエンザの予防接種の対象者)

第二条の二 (略)

(長期にわたり療養を必要とする疾病)

第二条の三 令第一条の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一・三 (略)

(特別の事情)

第二条の四 令第一条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

で定める者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

四 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

五 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者

六 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者

七 (略)

第二条の二 (略)

第二条の三 令第一条の二第三項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一・三 (略)

第二条の四 令第一条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 前条に規定する疾病にかかったこと（これによりやむを得ず法第五条第一項の規定による予防接種を受けることができなかった場合に限り。）

二 臓器の移植術（臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第一条に規定する移植術をいう。）を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（これによりやむを得ず法第五条第一項の規定による予防接種を受けることができなかった場合に限り。）

三（略）

（特定疾病）

第二条の五 令第一条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、Hib感染症及び肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

特定疾病	年 齢
（略）	（略）
結核	四歳
Hib感染症	十歳

一 前条に規定する疾病にかかったこと（これによりやむを得ず定期の予防接種（法第七条の二第一項に規定する定期の予防接種をいう。以下同じ。）を受けることができなかった場合に限り。）

二 臓器の移植術（臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第一条に規定する移植術をいう。）を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限り。）

三（略）

第二条の五 令第一条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及び結核とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

特定疾病	年 齢
（略）	（略）
結核	四歳
（新設）	（新設）

肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）	十歳
-----------------------	----

（予防接種に関する記録）

第二条の六 令第六条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 （略）

二 令第四条第一項の規定による予防接種を医師により行う場合に於ては、当該医師の氏名

三〇五 （略）

（市町村長の報告）

第三条 （略）

（削除）

（予防接種済証の様式）

第四条 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者に対して、予防接種済証を交付するものとする。

（新設）	（新設）
------	------

第二条の六 令第六条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 （略）

二 令第四条第一項の規定による予防接種を医師により行う場合に於ては、当該医師の氏名

三〇五 （略）

第三条 （略）

2 結核に係る予防接種については、一月ごとに前項の計算を行い、翌月十日までに報告するものとする。

第四条 法第三条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者に対して、予防接種済証を交付するものとする。

2 前項の予防接種済証の様式は、次の各号に掲げる予防接種の種類に従い、それぞれ当該各号に定める様式とする。

一 法第五条第一項の規定による予防接種 様式第一

二 法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種 様式第二

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

3 (略)

(削除)

(報告すべき症状)

第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは

、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中

2 前項の予防接種済証の様式は、次の各号に掲げる予防接種の種類に従い、それぞれ当該各号に定める様式とする。

一 法第三条第一項の規定によるジフテリア、百日せき又は破傷風の予防接種 様式第一

二 法第三条第一項の規定による急性灰白髄炎の予防接種 様式第二

三 法第三条第一項の規定による麻しん又は風しんの予防接種 様式第三

四 法第三条第一項の規定による日本脳炎の予防接種 様式第四

五 法第三条第一項の規定による結核の予防接種 様式第五

六 法第三条第一項の規定によるインフルエンザの予防接種 様式第六

七 法第六条第一項の規定による臨時の予防接種 様式第七

八 法第六条第三項の規定による臨時の予防接種 様式第八

3 (略)

第五条から第八条まで (削除)

(新設)

欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症	状	期 間
ジフテリア、 百日せき、急 性灰白髄炎、 破傷風	アナフィラキシー	四時間	予防疫種との 関連性が高い と医師が認め る期間
	けいれん	七日	
	血小板減少性紫斑病	二十八日	
	脳炎又は脳症	二十八日	
	その他医師が予防疫種との関 連性が高いと認める症状であ つて、入院治療を必要とする もの、死亡、身体の機能の障 害に至るもの又は死亡若しく は身体の機能の障害に至るお それのあるもの		
	アナフィラキシー	四時間	
	急性散在性脳脊髄炎	二十八日	
	けいれん	二十一日	
	血小板減少性紫斑病	二十八日	
	脳炎又は脳症	二十八日	
麻しん、風し ん	その他医師が予防疫種との関 連性が高いと認める症状であ つて、入院治療を必要とする	予防疫種との 関連性が高い と医師が認め る期間	

日本脳炎										結核
もの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの										
アナフィラキシー										
急性散在性脳脊髄炎										
けいれん										
血小板減少性紫斑病										
脳炎又は脳症										
その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの										
アナフィラキシー										
化膿性リンパ節炎										
全身播種性ＢＣＧ感染症										
ＢＣＧ骨炎（骨髄炎、骨膜炎）										
皮膚結核様病変										
三月										
二年										
一年										
四月										
四時間										
予防接種との関連性が高いと医師が認める期間										
二十八日										
二十八日										
七日										
二十八日										
四時間										
もの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの										

感染症 マウウイルス感 染症	ヒトパピロー ウイルス感		H i b 感染症 、肺炎球菌感 染症（小児が かるものに限 る。）		その他医師が予防接種との関 連性が高いと認める症状であ つて、入院治療を必要とする もの、死亡、身体の機能の障 害に至るもの又は死亡若しく は身体の機能の障害に至るお それのあるもの		その他医師が予防接種との関 連性が高いと認める症状であ つて、入院治療を必要とする もの、死亡、身体の機能の障 害に至るもの又は死亡若しく は身体の機能の障害に至るお それのあるもの	
	アナフィラキシー		アナフィラキシー		アナフィラキシー		アナフィラキシー	
	急性散在性脳脊髄炎		血小板減少性紫斑病		けいれん		けいれん	
	ギラン・バレー症候群		その他医師が予防接種との関 連性が高いと認める症状であ つて、入院治療を必要とする もの、死亡、身体の機能の障 害に至るもの又は死亡若しく は身体の機能の障害に至るお それのあるもの		血小板減少性紫斑病		その他医師が予防接種との関 連性が高いと認める症状であ つて、入院治療を必要とする もの、死亡、身体の機能の障 害に至るもの又は死亡若しく は身体の機能の障害に至るお それのあるもの	
	血管迷走神経反射（失神を伴 うものに限る。）		その他医師が予防接種との関 連性が高いと認める症状であ つて、入院治療を必要とする もの、死亡、身体の機能の障 害に至るもの又は死亡若しく は身体の機能の障害に至るお それのあるもの		血小板減少性紫斑病		その他医師が予防接種との関 連性が高いと認める症状であ つて、入院治療を必要とする もの、死亡、身体の機能の障 害に至るもの又は死亡若しく は身体の機能の障害に至るお それのあるもの	
	四時間		四時間		七日		四時間	
	二十八日		二十八日		二十八日		二十八日	
	二十八日		二十八日		二十八日		二十八日	
	三十分		三十分		三十分		三十分	

インフルエンザ	血小板減少性紫斑病	二十八日
	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間
	アナフィラキシー	四時間
	肝機能障害	二十八日
	間質性肺炎	二十八日
	急性散在性脳脊髄炎	二十八日
	ギラン・バレー症候群	二十八日
	けいれん	七日
	血管炎	二十八日
	血小板減少性紫斑病	二十八日
	喘息発作	二十四時間
	ネフローゼ症候群	二十八日
	脳炎又は脳症	二十八日
	皮膚粘膜眼症候群	二十八日
	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状である	予防接種との関連性が高い

つて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	と医師が認める期間
--	------------------

(厚生労働大臣への報告)

第六条 法第十二条第一項に規定による報告は、次の各号に掲げる事項について速やかに行うものとする。

- 一 被接種者の氏名、性別、生年月日、接種時の年齢及び住所
- 二 報告者の氏名並びに報告者が所属し、又は開設した医療機関の名称、住所及び電話番号
- 三 被接種者が報告に係る予防接種を受けた期日及び場所
- 四 報告に係る予防接種に使用されたワクチンの種類、製造番号又は製造記号、製造販売業者の名称及び接種回数
- 五 予防接種を受けたことによるものと疑われる症状並びに当該症状の発症時刻及び概要
- 六 その他必要な事項

(厚生労働大臣から市町村長等への通知)

第七条 法第十二条第二項の規定による通知は、前条各号に掲げる事項について速やかに行うものとする。

(新設)

(新設)

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構から厚生労働大臣への通知)

第八条 法第十四条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項について速やかに行うものとする。

- 一 法第十四条第一項の規定により法第十三条第三項に規定する情報の整理を行った件数及び当該情報の整理の結果
- 二 法第十四条第二項の規定による調査の結果
- 三 その他必要な事項

(医療型障害児入所施設に類する施設)

第九条 (略)

第九条の二 令第十三条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター若しくは独立行政法人国立長寿医療研究センターの設置する医療機関又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項

(新設)

第九条 (略)

第九条の二 令第十三条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター若しくは独立行政法人国立長寿医療研究センターの設置する医療機関又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項

第九号に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者が入所又は入院をし、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの

三〇五 (略)

(医療費の支給に係る請求書)

第十条 法第十六条第一項第一号の規定による医療費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一〇四 (略)

2 (略)

第十一条 法第十六条第一項第一号の規定による医療手当の支給を受けようとする者は、令第十条第一項第一号から第五号までに規定する医療を受けた各月分につき、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一〇五 (略)

2 (略)

第十一条の二 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

第九号に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者が入所又は入院をし、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの

三〇五 (略)

第十条 法第十二条第一項第一号の規定による医療費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一〇四 (略)

2 (略)

第十一条 法第十二条第一項第一号の規定による医療手当の支給を受けようとする者は、令第十条第一項第一号から第五号までに規定する医療を受けた各月分につき、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一〇五 (略)

2 (略)

第十一条の二 法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 障害児が令別表第一に定める障害の状態に該当するに至つた年月日

五・六 (略)

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 障害児の障害の状態に関する医師の診断書、前項第四号の事実及び予防接種を受けたことにより障害の状態となつたことを証明することができる書類並びに必要なときは障害の状態を明らかにすることができるその他の資料

二 (略)

第十一条の三 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の支給を受けている者が、その養育する障害児の障害の程度が

増進した場合において、その受けている法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額の変更を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 障害児が令別表第一に定める他の等級に該当するに至つた年月日

2 (略)

一・三 (略)

四 障害児が令別表第一に定める障害の状態に該当するに至つた年月日

五・六 (略)

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 障害児の障害の状態に関する医師の診断書、前項第四号の事実及び予防接種を受けたことにより障害の状態となつたことを証明することができる書類並びに必要なときは障害の状態を明らかにすることができるその他の資料

二 (略)

第十一条の三 法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金の支給を受けている者が、その養育する障害児の障害の程度が

増進した場合において、その受けている法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額の変更を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 障害児が令別表第一に定める他の等級に該当するに至つた年月日

2 (略)

第十一条の四 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 請求者が令別表第二に定める障害の状態に該当するに至った年月日

四・五 (略)

2 前項の請求書には、請求者の障害の状態に関する医師の診断書並びに同項第三号の事実及び予防接種を受けたことにより障害の状態となつたことを証明することができる書類を添え、必要があるときは、障害の状態を明らかにすることができるその他の資料を添えなければならない。

第十一条の五 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者が、その障害の程度が増進した場合において、その受けている法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額の変更を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 (略)

二 請求者が現に支給を受けている法第十六条第一項第三号の規定による障害年金に係る令別表第二に定める等級

第十一条の四 法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 請求者が令別表第二に定める障害の状態に該当するに至った年月日

四・五 (略)

2 前項の請求書には、請求者の障害の状態に関する医師の診断書並びに同項第三号の事実及び予防接種を受けたことにより障害の状態となつたことを証明することができる書類を添え、必要があるときは、障害の状態を明らかにすることができるその他の資料を添えなければならない。

第十一条の五 法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者が、その障害の程度が増進した場合において、その受けている法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の額の変更を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 (略)

二 請求者が現に支給を受けている法第十二条第一項第三号の規定による障害年金に係る令別表第二に定める等級

三 請求者が令別表第二に定める他の等級に該当するに至つた年月日

2 (略)

第十一条の七 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金又は同項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、その旨を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金又は同項第三号の規定による障害年金の支給要件に該当しなくなつたとき

三 障害児又は法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があつたため、新たに令別表第一又は令別表第二に定める他の等級に該当することとなつたとき

四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給を受け、国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定により福祉手当の支給を受け、若しくは国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金（以下この条において「障害基礎年金」という。）の支給を受けることとなつたとき、

三 請求者が令別表第二に定める他の等級に該当するに至つた年月日

2 (略)

第十一条の七 法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金又は同項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、その旨を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金又は同項第三号の規定による障害年金の支給要件に該当しなくなつたとき

三 障害児又は法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があつたため、新たに令別表第一又は令別表第二に定める他の等級に該当することとなつたとき

四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給を受け、国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定により福祉手当の支給を受け、若しくは国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金（以下この条において「障害基礎年金」という。）の支給を受けることとなつたとき、

若しくは受けることがなくなつたとき、又は支給を受けている特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の額の改定があつたとき

五 障害児又は法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者が令第十二条第三項若しくは令第十三条第三項に規定する施設に入所若しくは入院をすることとなつたとき、又は入所若しくは入院をすることがなくなつたとき

第十一条の八 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金又は同項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、その旨を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。

第十一条の九 死亡一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一、四（略）

五 死亡した者が法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、その支給を受けた期間

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

若しくは受けることがなくなつたとき、又は支給を受けている特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の額の改定があつたとき

五 障害児又は法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者が令第十二条第三項若しくは令第十三条第三項に規定する施設に入所若しくは入院をすることとなつたとき、又は入所若しくは入院をすることがなくなつたとき

第十一条の八 法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金又は同項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、その旨を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。

第十一条の九 死亡一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一、四（略）

五 死亡した者が法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、その支給を受けた期間

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一・二 (略)

三 請求者が死亡した者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

四 請求者が令第十七条第二項第一号イのいずれかに該当する者であるときは、当該請求者が死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

五 (略)

第十一条の十 法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一〜四 (略)

2 (略)

第十一条の十一 第十条及び第十一条の規定は、法第十六条第二項第一号の規定による医療費及び医療手当の支給を受けようとする者について準用する。

第十一条の十二 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請

一・二 (略)

三 請求者が死亡した者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

四 請求者が令第十七条第二項第一号イのいずれかに該当する者であるときは、当該請求者が死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

五 (略)

第十一条の十 法第十二条第一項第五号の規定による葬祭料の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一〜四 (略)

2 (略)

第十一条の十一 第十条及び第十一条の規定は、法第十二条第二項第一号の規定による医療費及び医療手当の支給を受けようとする者について準用する。

第十一条の十二 法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請

求書を市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 請求者が令別表第二(三級の項を除く。)に定める障害の状態に該当するに至った年月日

2 前項の請求書には、請求者の障害の状態に関する医師の診断書並びに同項第三号の事実及び予防接種を受けたことにより障害の状態となつたことを証明することができる書類を添え、必要があるときは、障害の状態を明らかにすることができるその他の資料を添えなければならない。

第十一条の十三 令別表第二に定める二級の障害の状態にある者で

あつて法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けているものが、その障害の程度が増進した場合において、その受けている障害年金の額の変更を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 (略)

二 請求者が令別表第二に定める一級の障害の状態に該当するに至った年月日

2 (略)

第十一条の十四 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の

求書を市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 請求者が令別表第二(三級の項を除く。)に定める障害の状態に該当するに至った年月日

2 前項の請求書には、請求者の障害の状態に関する医師の診断書並びに同項第三号の事実及び予防接種を受けたことにより障害の状態となつたことを証明することができる書類を添え、必要があるときは、障害の状態を明らかにすることができるその他の資料を添えなければならない。

第十一条の十三 令別表第二に定める二級の障害の状態にある者で

あつて法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けているものが、その障害の程度が増進した場合において、その受けている障害年金の額の変更を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 (略)

二 請求者が令別表第二に定める一級の障害の状態に該当するに至った年月日

2 (略)

第十一条の十四 法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の

支給を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、その旨を記載した届書を市町村長に提出しなければならぬ。

一 氏名又は住所を変更したとき

二 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の支給要件に該当しなくなつたとき

三 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があつたため、令別表第二（三級の項を除く。）に定める他の等級に該当することとなつたとき

第十一条の十五 第十一条の九（第二項第五号を除く。）の規定は、遺族年金の支給を受けようとする者（次条第一項又は第十一条の十七の規定に該当する者を除く。）について準用する。この場合において、第十一条の九第一項第三号中「受けた予防接種の種類並びに当該予防接種」とあるのは「その死亡の原因とみられる予防接種」とし、同条第二項第四号中「請求者が令第十七条第二項第一号イのいずれかに該当する者であるときは、当該請求者」とあるのは「請求者（死亡した者の死亡の当時胎児であつた子を除く。）」とする。

第十一条の十六 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子は、当該死亡した者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の

支給を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、その旨を記載した届書を市町村長に提出しなければならぬ。

一 氏名又は住所を変更したとき

二 法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の支給要件に該当しなくなつたとき

三 法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があつたため、令別表第二（三級の項を除く。）に定める他の等級に該当することとなつたとき

第十一条の十五 第十一条の九（第二項第五号を除く。）の規定は、遺族年金の支給を受けようとする者（次条第一項又は第十一条の十七の規定に該当する者を除く。）について準用する。この場合において、第十一条の九第一項第三号中「受けた予防接種の種類並びに当該予防接種」とあるのは「その死亡の原因とみられる予防接種」とし、同条第二項第四号中「請求者が令第十七条第二項第一号イのいずれかに該当する者であるときは、当該請求者」とあるのは「請求者（死亡した者の死亡の当時胎児であつた子を除く。）」とする。

第十一条の十六 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子は、当該死亡した者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の

遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

第十一条の十七 (略)

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 請求者（死亡した者の死亡の当時胎児であつた子を除く。）が死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

第十一条の十九 第十一条の八の規定は、法第十六条第二項第三号の規定による障害年金又は遺族年金の支給を受けている者が死亡したときについて準用する。

第十一条の二十一 (略)

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

第十一条の十七 (略)

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 請求者（死亡した者の死亡の当時胎児であつた子を除く。）が死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

第十一条の十九 第十一条の八の規定は、法第十二条第二項第三号の規定による障害年金又は遺族年金の支給を受けている者が死亡したときについて準用する。

第十一条の二十一 (略)

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 請求者が予防接種を受けたことにより死亡した者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

三 (略)

第十一条の二十二 第十一条の十の規定は、法第十六条第二項第五号の規定による葬祭料の支給を受けようとする者について準用する。この場合において、第十一条の十第一項第三号中「受けた予防接種の種類」とあるのは「その死亡の原因とみられる予防接種」とする。

第十一条の二十三 (略)

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 請求者が支給前死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

三 (略)

四 支給前死亡者が給付を受けようとした場合において、提出すべきであつた書類その他の資料でまだ提出していなかったものがあるときは、当該書類その他の資料

二 請求者が予防接種を受けたことにより死亡した者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

三 (略)

第十一条の二十二 第十一条の十の規定は、法第十二条第二項第五号の規定による葬祭料の支給を受けようとする者について準用する。この場合において、第十一条の十第一項第三号中「受けた予防接種の種類」とあるのは「その死亡の原因とみられる予防接種」とする。

第十一条の二十三 (略)

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 請求者が支給前死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

三 (略)

四 支給前死亡者が給付を受けようとした場合において、提出すべきであつた書類その他の資料でまだ提出していなかったものがあるときは、当該書類その他の資料

3 第一項の請求書を提出する場合において、支給前死亡者が死亡前に当該給付に係る請求書を提出していなかったときは、未支給の給付を受けようとする者は、当該未支給の給付の種類に応じて第十条から第十一条の五まで、第十一条の九から第十一条の十四まで又は前三条の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を市町村長に提出しなければならない。

第十一条の二十五 市町村長は、給付に関する処分を行つたときは、速やかに、文書でその内容を、給付を受けようとする者、給付の支給を受けることができる者又は給付の支給を受けることができる者であつたものに通知しなければならない。

(削除)

(フレキシブルディスク等による手続)

第十一条の二十七 次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに請求者又は届出者の氏名及び住所並びに請求又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

一〇二十四 (略)

3 第一項の請求書を提出する場合において、支給前死亡者が死亡前に当該給付に係る請求書を提出していなかったときは、未支給の給付を受けようとする者は、当該未支給の給付の種類に応じて第十条から第十一条の五まで、第十一条の九から第十一条の十四まで又は前三条の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を市町村長に提出しなければならない。

第十一条の二十五 市町村長は、給付に関する処分を行つたときは、速やかに、文書でその内容を、給付を受けようとする者、給付の支給を受けることができる者又は給付の支給を受けることができる者であつたものに通知しなければならない。

第十一条の二十七 法第二十条第一項に規定する厚生労働省令で定める疾病は、麻しん、結核及びインフルエンザとする。

第十一条の二十八 次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに請求者又は届出者の氏名及び住所並びに請求又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

一〇二十四 (略)

第十一条の二十八 (略)

第十一条の二十九 第十一条の二十七のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一・二 (略)

第十一条の三十 第十一条の二十七のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一・二 (略)

(住民票等の届出)

第十一条の三十一 (略)

様式第一 (第四条第二項第一号関係)

(省略)

様式第二 (第四条第二項第二号関係)

(省略)

(削除)

(削除)

(削除)

第十一条の二十九 (略)

第十一条の三十 第十一条の二十八のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一・二 (略)

第十一条の三十一 第十一条の二十八のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一・二 (略)

(住民票等の届出)

第十一条の三十二 (略)

様式第一 (第四条関係)

(省略)

様式第二 (第四条関係)

(省略)

様式第三 (第四条関係)

様式第四 (第四条関係)

様式第五 (第四条関係)

(削除)
(削除)
(削除)

様式第六(第四条関係)
様式第七(第四条関係)
様式第八(第四条関係)

○予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）（抄）
（第二条関係）

改正案	現行
目次 第一章 総則（第一条―第八条） 第二章 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種（第九条―第十一条） 第三章 麻疹及び風しんの予防接種（第十二条・第十三条） 第四章 日本脳炎の予防接種（第十四条・第十五条） 第五章 結核の予防接種（第十六条） 第六章 Hib感染症の予防接種（第十七条） 第七章 小児の肺炎球菌感染症の予防接種（第十八条） 第八章 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（第十九条） 第九章 インフルエンザの予防接種（第二十条） 附則 （接種用器具の滅菌等） 第三条 接種用器具は、乾熱、高圧蒸気、煮沸、エチレンオキシドガス又はコバルト六〇から放出されるガンマ線によつて滅菌されていなければならない。	目次 第一章 総則（第一条―第八条） 第二章 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種（第九条―第十一条） 第三章 麻疹及び風しんの予防接種（第十二条・第十三条） 第四章 日本脳炎の予防接種（第十四条・第十五条） 第五章 結核の予防接種（第十六条） 第六章 インフルエンザの予防接種（第十七条） 附則 （接種用器具の滅菌等） 第三条 接種用器具は、乾熱、高圧蒸気、煮沸、エチレンオキシドガス又はコバルト六〇から放出されるガンマ線によつて滅菌されていなければならない。

2 (略)

(母子健康手帳の提示)

第五条 法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行う者は、その対象者が母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児又は幼児である場合には、当該予防接種を行うに当たっては、その保護者に対し、母子健康手帳の提示を求めなければならない。

(説明と同意の取得)

第五条の二 予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。

(接種後の注意事項の通知)

第七条 予防接種を行うに当たっては、被接種者又はその保護者に対して、次の事項を知らせなければならない。

一 (略)

二 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った都道府県知事又は市長尊重に通報すること。

2 (略)

(母子健康手帳の提示)

第五条 法第三条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行う者は、その対象者が母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児又は幼児である場合には、当該予防接種を行うに当たっては、その保護者に対し、母子健康手帳の提示を求めなければならない。

(説明と同意の取得)

第五条の二 予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の効果及び副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。

(接種後の注意事項の通知)

第七条 予防接種を行うに当たっては、被接種者又はその保護者に対して、次の事項を知らせなければならない。

一 (略)

二 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った都道府県知事又は市長尊重に通報すること。

三 (略)

(臨時の予防接種)

第八条 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻疹、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症又はインフルエンザの臨時の予防接種に係る接種方法及び接種量は、次章から第九章までに定めるところを標準とし、被接種者の年齢、身体状況、既に受けた当該予防接種の回数等に応じて決定しなければならぬ。

(第一期予防接種の初回接種)

第九条 (略)

27 (略)

8 前各項の規定に基づき第一項に規定する間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていること等のやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、当該者が予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号。以下「令」という。）第一条の二の表ジフテリア若しくは破傷風の項の予防接種の対象者欄第一号に規定するもの又は百日せき若しくは急性灰白髄炎の予防接種の対象者であつて当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、前各項の

三 (略)

(臨時の予防接種)

第八条 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻疹、風しん、日本脳炎、結核又はインフルエンザの臨時の予防接種に係る接種方法及び接種量は、次章から第六章までに定めるところを標準とし、被接種者の年齢、身体状況、既に受けた当該予防接種の回数等に応じて決定しなければならない。

(第一期予防接種の初回接種)

第九条 (略)

27 (略)

8 前各項の規定に基づき第一項に規定する間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていることにより、第六条の規定に基づき予防接種を受けることが適当でないとされた者については、当該者が予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第一条の二の表ジフテリア若しくは破傷風の項の定期の予防接種の対象者欄第一号に規定するもの又は百日せき若しくは急性灰白髄炎の定期の予防接種の対象者であつて当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、前各項の規

規定による第一項に規定する間隔をおいたものとみなす。

(第一期予防接種)

第十四条 (略)

2 日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種は、第一期予防接種の初回接種終了後おおむね一年を経過した時期に乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。ただし、接種量は、三歳未満の者にあつては〇・二五ミリリットルとする。

3 前二項の規定に基づき接種の間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていること等のやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、当該者が令第一条の二の表日本脳炎の項の対象者の欄第一号に規定する者であつて当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、前二項の規定による接種の間隔をおいたものとみなす。

(接種の方法)

第十六条 (略)

2 管針法は、接種部位の皮膚を緊張させ、懸濁液を塗つた後、九本針植付けの管針を接種皮膚面に対してほぼ垂直に保ち、これを強く圧して行うものとする。

定による第一項に規定する間隔をおいたものとみなす。

(第一期予防接種)

第十四条 (略)

2 日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種は、第一期予防接種の初回接種終了後おおむね一年を経過した時期に乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。ただし、接種量は、三歳未満の者にあつては〇・二五ミリリットルとする。

3 第一項の規定に基づき接種の間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていることにより、第六条の規定に基づき予防接種を受けることが適当でないこととされた者については、当該者が予防接種法施行令第一条の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第一号に規定する者であつて当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、第一項の規定による接種の間隔をおいたものとみなす。

(接種の方法)

第十六条 (略)

2 管針法は、接種部位の皮膚を緊張させ、懸濁液を塗つた後、九本針植付けの管針を接種皮膚面に対してほぼ垂直に保ち、これを強く圧して行うものとする。

第六章 Hib感染症の予防接種

(接種の方法)

第十七条 Hib感染症の予防接種の初回接種は、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で行うものとする。

対象者	方法
初回接種の開 始時に生後二 月から生後七 月に至るまで の間にある者	乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを二十七日（ 医師が必要と認めるときは、二十日）から五 十六日までの間隔をおいて三回皮下に注射す るものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリッ トルとする。
初回接種の開 始時に生後七 月に至った日 の翌日から生 後十二月に至 るまでの間に ある者	乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを二十七日（ 医師が必要と認めるときは、二十日）から五 十六日までの間隔をおいて二回皮下に注射す るものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリッ トルとする。
初回接種の開	乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを一回皮下に

(新設)

(新設)

始時に生後十 二月に至った 日の翌日から 生後六十月に 至るまでの間 にある者	注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリ ットルとする。
---	--

2 | H i b 感染症の予防接種の追加接種は、初回接種の開始時に生
 後二月から生後十二月に至るまでの間にあつた者に対し、前項の
 初回接種終了後七月から十三月までの間隔において、乾燥ヘモフ
 イルスb型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、
 〇・五ミリリットルとする。

3 | 前二項の規定に基づき前二項に規定する間隔をいっている間に
 、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっている
 こと等のやむを得ない事情により、予防接種を受けることができ
 なかった者については、当該者が令第一条の二第一項の表H i b
 感染症の項の下欄に掲げる者であつて当該事由が消滅した後速や
 かに接種したときは、前二項の規定による接種の間隔をおいたも
 のとみなす。

4 | 令第一条の二第二項に規定するところにより、H i b 感染症の
 予防接種を受けることができなかったと認められ、H i b 感染症
 に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、
 初回接種の開始時に生後十二月に至った日の翌日から生後六十月

に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

第七章 小児の肺炎球菌感染症の予防接種

(接種の方法)

第十八条 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の予防接種種の初回接種は、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で行うものとする。

対象者	方 法
初回接種の開 始時に生後二 月から生後七 月に至るまで の間にある者	生後十二月に至るまでの間に、沈降七価肺炎球菌結合型ワクチンを二十七日以上の間隔を おいて三回皮下に注射するものとし、接種量 は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開 始時に生後七 月に至った日 の翌日から生 後十二月に至 るまでの間に ある者	生後十二月に至るまでの間に、沈降七価肺炎球菌結合型ワクチンを二十七日以上の間隔を おいて二回皮下に注射するものとし、接種量 は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開	沈降七価肺炎球菌結合型ワクチンを六十日以

(新設)

(新設)

始時に生後十 二月に至った 日の翌日から 生後二十四月 に至るまでの 間にある者	上の間隔において二回皮下に注射するものと し、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとす る。
初回接種の開 始時に生後二 十四月に至つ た日の翌日か ら生後六十月 に至るまでの 間にある者	沈降七価肺炎球菌結合型ワクチンを一回皮下 に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリ リットルとする。

肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の予防接種の追加接種は、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で行うものとする。

対 象 者	方 法
初回接種の開 始時に生後二 月から生後七 月に至るまで の間にあつた	前項の初回接種に係る最後の注射終了後六十 日以上の間隔において沈降七価肺炎球菌結合 型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、 接種量は、〇・五ミリリットルとする。

者	初回接種の開 始時に生後七 月に至った日 の翌日から生 後十二月に至 るまでの間に あつた者
	前項の初回接種に係る最後の注射終了後六十 日以上の間隔をおいた後であつて、生後十二 月に至った日以降において、沈降七価肺炎球 菌結合型ワクチンを一回皮下に注射するもの とし、接種量は、〇・五ミリリットルとする 。

3

令第一条の二第二項に規定するところにより、肺炎球菌感染症

(小児がかかるものに限る。)の予防接種を受けることができな

かつたと認められ、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。

)に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については

、初回接種の開始時に生後二十四月に至った日の翌日から生後六

十月に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する

。

第八章 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種

(接種の方法)

第十九条 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種の初回接種は、
組換え沈降二価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月
から二月半までの間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、一回目

(新設)

(新設)

の注射から五月から十二月までの間隔において一回筋肉内に注射するか、又は、組換え沈降四価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔において二回筋肉内に注射した後、三月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

2 前項の規定に基づき同項に規定する間隔においている間に、明らかに発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていること等のやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、当該者が令第一条の二第一項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項の下欄に掲げる者であつて当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、前項の規定による接種の間隔をおいたものとみなす。

第九章 インフルエンザの予防接種

(接種の方法)

第二十条 (略)

附 則

(麻しん及び風しんの第三期予防接種)

第二条 令附則第二項において読み替えて適用する令第一条の二第

第六章 インフルエンザの予防接種

(接種の方法)

第十七条 (略)

附 則

(麻しん及び風しんの第三期予防接種)

第二条 予防接種法施行令附則第二項において読み替えて適用する

一項（以下「読替え後の令第一条の二第一項」という。）の規定による麻しんの第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2・3 （略）

（日本脳炎の予防接種に係る特例）

第四条 当分の間、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種のうち三回の接種を受けていない者（接種を全く受けていない者を除く。）であつて令第一条の二の表日本脳炎の項の予防接種の対象者の欄第一号又は第二号に規定するものが、六日以上の間隔をおいて残りの接種を受けたときは、第十四条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

2 当分の間、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種を全く受けていない者であつて令第一条の二の表日本脳炎の項の予防接種の対象者の欄第二号に規定するものが、第十四条の例により接種を受けたときは、同条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

予防接種法施行令第一条の二第一項（以下「読替え後の令第一条の二第一項」という。）の規定による麻しんの第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2・3 （略）

（日本脳炎の予防接種に係る特例）

第四条 当分の間、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種のうち三回の接種を受けていない者（接種を全く受けていない者を除く。）であつて予防接種法施行令第一条の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第一号又は第二号に規定するものが、六日以上の間隔をおいて残りの接種を受けたときは、第十五条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

2 当分の間、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種を全く受けていない者であつて予防接種法施行令第一条の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第二号に規定するものが、第十五条の例により接種を受けたときは、同条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

第五条 平成七年四月二日から平成十九年四月一日までの間に生まれた者（以下「特例対象者」という。）であつて日本脳炎の予防接種のうち四回の接種を受けていないもの（接種を全く受けていない者を除く。）に係る残りの日本脳炎の予防接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを六日以上の間隔をおいて皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、第四回目の接種については、九歳以上の者に対して行うものとする。

2 特例対象者であつて日本脳炎の予防接種を全く受けていないもの（以下「特例対象未接種者」という。）に係る日本脳炎の予防接種の第一回目の接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第二回目の接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、第一回目の接種後六日から二十八日までの間隔をおいて乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

4 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第三回目の接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、第二回目の接種後おおむね一年を経過した時期に乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

第五条 平成七年六月一日から平成十九年四月一日までの間に生まれた者（以下「特例対象者」という。）であつて日本脳炎の予防接種のうち四回の接種を受けていないもの（接種を全く受けていない者を除く。）に係る残りの日本脳炎の予防接種は、第十五条及び第十六条並びに前条の規定にかかわらず、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを六日以上の間隔をおいて皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、第四回目の接種については、九歳以上の者に対して行うものとする。

2 特例対象者であつて日本脳炎の予防接種を全く受けていないもの（以下「特例対象未接種者」という。）に係る日本脳炎の予防接種の第一回目の接種は、第十五条及び第十六条並びに前条の規定にかかわらず、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第二回目の接種は、第十五条及び第十六条並びに前条の規定にかかわらず、第一回目の接種後六日から二十八日までの間隔をおいて乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

4 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第三回目の接種は、第十五条及び第十六条並びに前条の規定にかかわらず、第二回目の接種後おおむね一年を経過した時期に乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

ットルとする。

5 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第四回目の接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、九歳以上の者に対し、第三回目の接種後六日以上の間隔において乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

6 第三項及び第四項の規定に基づき接種の間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていること等のやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、当該者が令附則第四項において読み替えて適用する令第一条の二の表日本脳炎の項の下欄に掲げる者であつて当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

(東日本大震災による特例)

第六条 第九条第一項から第七項までの規定に基づき同条第一項に規定する接種の間隔をおいている間に、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の発生によるやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、当該者が令第一条の二の表ジフテリアの項若し

ットルとする。

5 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第四回目の接種は、第十五条及び第十六条並びに前条の規定にかかわらず、九歳以上の者に対し、第三回目の接種後六日以上の間隔において乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

6 第三項の規定に基づき接種の間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていることにより、第六条の規定に基づき予防接種を受けることが適当でないとされた者については、当該者が予防接種法施行令附則第四項において読み替えて適用する同令第一条の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄に規定する者であつて当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

(東日本大震災による特例)

第六条 第九条第一項から第五項までの規定に基づき同条第一項に規定する接種の間隔をおいている間に、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の発生によるやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、当該者が予防接種法施行令第一条の二の表ジフ

くは破傷風の項の予防接種の対象者欄第一号に規定する者又は百日せきの予防接種の対象者であつて当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

2

第十四条第一項又は前条第三項の規定に基づき接種の間隔をおいている間に、東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、当該者が令第一条の二の表日本脳炎の項の予防接種の対象者欄第一号に規定する者（当該者が特例対象者である場合は、令附則第四項による読替後の同欄に規定する者）であつて当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

テリアの項若しくは破傷風の項の定期の予防接種の対象者欄第一号に規定する者又は百日せきの定期の予防接種の対象者であつて当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

2

第十五条第一項又は前条第三項の規定に基づき接種の間隔をおいている間に、東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、当該者が予防接種法施行令第一条の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者欄第一号に規定する者（当該者が特例対象者である場合は、同令附則第四項による読替後の同欄に規定する者）であつて当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

○健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）（抄）
（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 （略） 二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）<u>第十六条第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給</u> 三十一 （略）	（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 （略） 二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）<u>第十二条第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給</u> 三十一 （略）

○船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）（抄）
（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 （略） 二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）<u>第十六条第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給</u> 三、十二 （略）	（令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 （略） 二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）<u>第十二条第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給</u> 三、十二 （略）

○国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）（抄）
（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 （略） 二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）<u>第十六条第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給</u> 三 十二 （略） （令第二十九条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第二十七条の十二 令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 （略） 二 予防接種法<u>第十六条第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給</u> 三 十一 （略）	（法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 （略） 二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）<u>第十二条第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給</u> 三 十二 （略） （令第二十九条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第二十七条の十二 令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 （略） 二 予防接種法<u>第十二条第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給</u> 三 十一 （略）

○介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）
（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（令第二十二條の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付） 第八十三條の二 令第二十二條の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。 一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）<u>第十六條第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給</u> 二〇七 （略） （法第六十六條第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第九十八條 法第六十六條第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 予防接種法<u>第十六條第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給</u> 二〇九 （略）	（令第二十二條の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付） 第八十三條の二 令第二十二條の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。 一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）<u>第十二條第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給</u> 二〇七 （略） （法第六十六條第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第九十八條 法第六十六條第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 予防接種法<u>第十二條第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給</u> 二〇九 （略）

○健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則（抄）
（第七條關係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（令第二十二條の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付） 第八十三條の二 令第二十二條の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。 一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）<u>第十六條第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給</u> 二〇七 （略） （法第六十六條第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第九十八條 法第六十六條第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 予防接種法<u>第十六條第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給</u> 二〇九 （略）	（令第二十二條の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付） 第八十三條の二 令第二十二條の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。 一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）<u>第十二條第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給</u> 二〇七 （略） （法第六十六條第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第九十八條 法第六十六條第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 予防接種法<u>第十二條第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給</u> 二〇九 （略）

○独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）（抄）
（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （再編成対象施設の移譲を受けて引き続き医療機関を開設する者） 第四条 令附則第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める者は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項各号（第一号及び第八号を除く。）に掲げる者、同条第七項に規定する者、保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する学校法人、社会福祉法人並びに一般社団法人又は一般財団法人（医師を会員として設立された法人並びにその事業が医療の普及及び向上に著しく寄与し、かつ、適正に運営されていることにつき次の各号のいずれかに該当する法人に限る。）とする。 一 （略） 二 結核に係る健康診断（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十七条第一項並びに第五十三条の二第一項及び第三項の規定に基づく健康診断に限る。）、予防接種（予防接種法（昭和二十三年法律第	附 則 （再編成対象施設の移譲を受けて引き続き医療機関を開設する者） 第四条 令附則第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める者は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項各号（第一号及び第八号を除く。）に掲げる者、同条第七項に規定する者、保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する学校法人、社会福祉法人並びに一般社団法人又は一般財団法人（医師を会員として設立された法人並びにその事業が医療の普及及び向上に著しく寄与し、かつ、適正に運営されていることにつき次の各号のいずれかに該当する法人に限る。）とする。 一 （略） 二 結核に係る健康診断（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十七条第一項並びに第五十三条の二第一項及び第三項の規定に基づく健康診断に限る。）、予防接種（予防接種法（昭和二十三年法律第

六十八号) 第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づく予防接種に限る。) 及び医療(以下この号において「医療等」という。)を行い、かつ、これらの医学的研究(その研究につき国の補助があるものに限る。以下この号において「医学的研究」という。)を行う一般社団法人等(前号イ、ロ及びホに掲げる要件に該当するものに限る。)のうち、法人格を異にする支部を含めて全国的組織を有するもの又はその支部であるものであって、法附則第十五条第一項の規定による機構からの資産の譲渡(令附則第二十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる要件に該当するものに限る。)を受けて開設される医療機関(以下「特定医療機関」という。)において医療等及び医学的研究を行おうとするものであること。

三
(略)

六十八号) 第三条第一項及び第六条第一項の規定に基づく予防接種に限る。) 及び医療(以下この号において「医療等」という。)を行い、かつ、これらの医学的研究(その研究につき国の補助があるものに限る。以下この号において「医学的研究」という。)を行う一般社団法人等(前号イ、ロ及びホに掲げる要件に該当するものに限る。)のうち、法人格を異にする支部を含めて全国的組織を有するもの又はその支部であるものであって、法附則第十五条第一項の規定による機構からの資産の譲渡(令附則第二十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる要件に該当するものに限る。)を受けて開設される医療機関(以下「特定医療機関」という。)において医療等及び医学的研究を行おうとするものであること。

三
(略)

○高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）（抄）
（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）<u>第十六条</u>第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給 二 九 （略） （令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第六十一条 令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 予防接種法<u>第十六条</u>第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給 二 九 （略）	（法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）<u>第十二条</u>第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給 二 九 （略） （令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第六十一条 令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 予防接種法<u>第十二条</u>第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給 二 九 （略）

健感発 0330 第 1 号
雇児母発 0330 第 1 号
平成 25 年 3 月 30 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

母子保健法施行規則の一部を改正する省令の公布及び
母子健康手帳の記載事項の取扱い等について

平素より、予防接種行政及び母子保健行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

予防接種法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 8 号）の施行に伴い、本年 4 月 1 日より H i b 感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症（以下「HPV」という。）に係る予防接種が定期接種の対象になります。

これを踏まえ、母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）に基づく母子健康手帳の様式の一部について、母子保健法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 51 号）に基づき改正し、同日より適用することにしていきますので、下記 1 の内容について御了知頂くとともに、貴管内市町村に周知し、事務の取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

また、既に交付している母子健康手帳の取扱い等について、下記 2 に記載していますので、併せてご留意頂き、円滑なワクチン接種に特段のご配慮をお願いいたします。

なお、母子健康手帳の任意記載事項様式の取扱いについては、別途通知でお示しします。

記

1. 母子保健法施行規則の一部改正について

(1) 改正の趣旨

予防接種法の一部を改正する法律（平成25年法律第8号）の施行に伴い、本年4月1日よりH i b感染症、小児の肺炎球菌感染症及びHPVに係る予防接種が定期の予防接種の対象になる。これを踏まえ、母子保健法施行規則において規定している母子健康手帳の様式について（2）の改正を行う。

(2) 改正の内容

母子保健法施行規則様式第3号中、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症及びHPVに係る予防接種の記録欄を追加するとともに、1歳6か月児健診、3歳児健診及び6歳児健診の結果を記載するページにおける予防接種の記録欄に、H i b感染症及び小児の肺炎球菌感染症に係る予防接種を追加するほか、所要の改正を行う。

(3) 施行期日等

- ① 平成25年4月1日から施行すること。
- ② 母子保健法施行規則の一部を改正する省令の施行の際、現にある、改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

2. 既に交付している母子健康手帳の取扱い等

(1) 既に交付している母子健康手帳の取扱い

- 既に交付している母子健康手帳、平成25年4月1日時点で現にあるものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。
- その際には、任意様式のH i b感染症、小児の肺炎球菌感染症及びHPVに係る予防接種の記録欄に記録するなど、分かりやすい接種の記録が行われるよう情報提供に努めること。また、この場合であっても、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第4条第3項の規定に基づき、予防接種済証の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載したものとなる。

(2) 妊産婦や乳幼児のいる家庭等に対する情報提供

（1）の内容と併せ、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症及びHPVに係る予防接種の定期接種化について、衛生主管部局と母子保健主管部局とで連携しながら、母子健康手帳の交付の機会等を利用し、既に母子健康手帳を交付した方を含む妊産婦や乳幼児のいる家庭等に対する情報提供に努めること。

新

<この欄は手帳を受け取ったらすぐに自分で記入してください。>

子の 保 護 者	続柄	氏 ^{ふりがな} 名	生年月日(年齢)	職業
	母 (妊婦)		年 月 日生(歳)	
	父		年 月 日生(歳)	
			年 月 日生(歳)	
	居住地	電話		
	居住地	電話		
	居住地	電話		

出生届出済証明

子の氏名	男・女		
出生の場所	都道府県	市区町村	
出生の年月日	年	月	日

上記の者については
出生の届出があったことを証明する。

市区町村長 印

※赤ちゃんが生まれたら14日以内に出生届をして、同時に上欄に出生届出済の証明を受けてください。

1日

<この欄は手帳を受け取ったらすぐに自分で記入してください。>

子の 保 護 者	続柄	氏 ^{ふりがな} 名	生年月日(年齢)	職業
	母 (妊婦)		年 月 日生(歳)	
	父		年 月 日生(歳)	
			年 月 日生(歳)	
	居住地	電話		
	居住地	電話		
	居住地	電話		

出生届出済証明

子の氏名 ^{ふりがな}	男・女		
出生の場所	都道府県	市区町村	
出生の年月日	年	月	日

上記の者については
出生の届出があったことを証明する。

市区町村長 印

※赤ちゃんが生まれたら14日以内に出生届をして、同時に上欄に出生届出済の証明を受けてください。

新

<1歳6か月児健康診査は、全ての市区町村で実施されていますので、必ず受けましょう。>

1歳6か月児健康診査

(年 月 日実施・ 歳 か月)

体 重	kg	身 長	cm
胸 囲	cm	頭 囲	cm
栄養状態：良・要指導		母乳：飲んでいない・飲んでいる	離乳：完了・未完了
目 の 異 常 (眼位異常・視力・その他)	なし・あり・疑 ()	耳 の 異 常 (聴聴・その他)	なし・あり・疑 ()
予防接種 (受けているものに○を付ける)		Hib 小児肺炎球菌 ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ BCG 麻疹 風しん	

健康・要観察

歯 の 状 態	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	むし歯の罹患型：O ₁ O ₂ A B C 要治療のむし歯：なし・あり (本) 歯の汚れ：きれい・少ない・多い 歯肉・粘膜：異常なし・あり () かみ合わせ：よい・経過観察 (年 月 日診査)
	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	

特記事項

施設名又は 担当者名	
---------------	--

次の健康診査までの記録
(自宅で測定した身長・体重も記入しましょう。)

年 月 日	年 齢	体 重	身 長	特 記 事 項	施設名又は 担当者名
		kg	cm		

※むし歯の罹患型 O₁：むし歯なし、歯もきれい O₂：むし歯なし、歯の汚れ多い
A：奥歯または前歯にむし歯 B：奥歯と前歯にむし歯 C：下前歯にもむし歯

1日

<1歳6か月児健康診査は、全ての市区町村で実施されていますので、必ず受けましょう。>

1歳6か月児健康診査

(年 月 日実施・ 歳 か月)

体 重	kg	身 長	cm
胸 囲	cm	頭 囲	cm
栄養状態：良・要指導		母乳：飲んでいない・飲んでいる	離乳：完了・未完了
目 の 異 常 (眼位異常・視力・その他)	なし・あり・疑 ()	耳 の 異 常 (聴聴・その他)	なし・あり・疑 ()
予防接種 (受けているものに○を付ける)		ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ BCG 麻疹 風しん	

健康・要観察

歯 の 状 態	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	むし歯の罹患型：O ₁ O ₂ A B C 要治療のむし歯：なし・あり (本) 歯の汚れ：きれい・少ない・多い 歯肉・粘膜：異常なし・あり () かみ合わせ：よい・経過観察 (年 月 日診査)
	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	

特記事項

施設名又は 担当者名	
---------------	--

次の健康診査までの記録
(自宅で測定した身長・体重も記入しましょう。)

年 月 日	年 齢	体 重	身 長	特 記 事 項	施設名又は 担当者名
		kg	cm		

※むし歯の罹患型 O₁：むし歯なし、歯もきれい O₂：むし歯なし、歯の汚れ多い
A：奥歯または前歯にむし歯 B：奥歯と前歯にむし歯 C：下前歯にもむし歯

新

<3歳児健康診査は、全ての市区町村で実施されていますので、必ず受けましょう。>

3 歳 児 健 康 診 査

(年 月 日実施・ 歳 か月)

体 重 . kg	身 長 . cm
頭 囲 . cm	栄養状態：ふとり気味・普通・やせ気味
目の異常（眼位異常・視力・その他）：なし・あり・疑（ ）	
耳の異常（難聴・その他）：なし・あり・疑（ ）	
予防接種（受けているものを○を付ける）	Hib 小児肺炎球菌 ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ BCG 麻疹 風しん 日本脳炎

健康・要観察

歯 の 状 態	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	むし歯の罹患型：O A B C ₁ C ₂ 要治療のむし歯：なし・あり（ 本） 歯の汚れ：きれい・少ない・多い 歯肉・粘膜：異常なし・あり（ ） かみ合わせ：よい・経過観察 （ 年 月 日診査）
	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	

特記事項

施設名又は 担当者名	
---------------	--

次の健康診査までの記録 (自宅で測定した身長・体重も記入しましょう。)

年 月 日	年 齢	体 重	身 長	特 記 事 項	施設名又は 担当者名
		. kg	. cm		

※むし歯の罹患型 O：むし歯なし A：奥歯または前歯にむし歯
B：奥歯と前歯にむし歯 C₁：下前歯がむし歯 C₂：下前歯やその他にむし歯

旧

<3歳児健康診査は、全ての市区町村で実施されていますので、必ず受けましょう。>

3- 歳 児 健 康 診 査

(年 月 日実施・ 歳 か月)

体 重 . kg	身 長 . cm
頭 囲 . cm	栄養状態：ふとり気味・普通・やせ気味
目の異常（眼位異常・視力・その他）：なし・あり・疑（ ）	
耳の異常（難聴・その他）：なし・あり・疑（ ）	
予防接種（受けているものを○を付ける）	ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ BCG 麻疹 風しん 日本脳炎

健康・要観察

歯 の 状 態	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	むし歯の罹患型：O A B C ₁ C ₂ 要治療のむし歯：なし・あり（ 本） 歯の汚れ：きれい・少ない・多い 歯肉・粘膜：異常なし・あり（ ） かみ合わせ：よい・経過観察 （ 年 月 日診査）
	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	

特記事項

施設名又は 担当者名	
---------------	--

次の健康診査までの記録 (自宅で測定した身長・体重も記入しましょう。)

年 月 日	年 齢	体 重	身 長	特 記 事 項	施設名又は 担当者名
		. kg	. cm		

※むし歯の罹患型 O：むし歯なし A：奥歯または前歯にむし歯
B：奥歯と前歯にむし歯 C₁：下前歯がむし歯 C₂：下前歯やその他にむし歯

新

6 歳 児 健 康 診 査

(年 月 日実施・ 歳 か月)

体 重	kg	身 長	cm
頭 囲	cm	栄養状態：ふとり気味・普通・やせ気味	
目の異常（眼位異常・視力：右（ ）・左（ ）・その他）：なし・あり・疑（ ）			
耳の異常（難聴・その他）：なし・あり・疑（ ）			
予防接種（受けていないものを○で示す）		Hib 小児肺炎球菌 ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ BCG 麻しん 風しん 日本脳炎	

健康・要観察

歯 の 状 態	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	要治療のむし歯：なし・あり （乳歯 本 永久歯 本） 歯の汚れ：きれい・少ない・多い 歯肉・粘膜：異常なし・あり（ ） かみ合わせ：よい・経過観察 歯・口腔の ^く 疾病異常：（ ） （ 年 月 日診査）
	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E			
	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E			

特記事項

施設名又は 担当者名	
---------------	--

次の健康診査までの記録
（自宅で測定した身長・体重も記入しましょう。）

年 月 日	年 齢	体 重	身 長	特 記 事 項	施設名又は 担当者名
		kg	cm		

1日

6 歳 児 健 康 診 査

(年 月 日実施・ 歳 か月)

体 重	kg	身 長	cm
頭 囲	cm	栄養状態：ふとり気味・普通・やせ気味	
目の異常（眼位異常・視力：右（ ）・左（ ）・その他）：なし・あり・疑（ ）			
耳の異常（難聴・その他）：なし・あり・疑（ ）			
予防接種（受けていないものを○で示す）		ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ BCG 麻しん 風しん 日本脳炎	

健康・要観察

歯 の 状 態	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	要治療のむし歯：なし・あり （乳歯 本 永久歯 本） 歯の汚れ：きれい・少ない・多い 歯肉・粘膜：異常なし・あり（ ） かみ合わせ：よい・経過観察 歯・口腔の ^く 疾病異常：（ ） （ 年 月 日診査）
	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E			
	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E			

特記事項

施設名又は 担当者名	
---------------	--

次の健康診査までの記録
（自宅で測定した身長・体重も記入しましょう。）

年 月 日	年 齢	体 重	身 長	特 記 事 項	施設名又は 担当者名
		kg	cm		

予防接種の記録 (1) Immunization Record

感染症から子ども（自分の子どもはもちろん、周りの子どもたちも）を守るために、予防接種は非常に効果の高い手段の一つです。子どもたちの健康を守るために予防接種の効果と副反応をよく理解し、子どもに予防接種を受けさせましょう。

ワクチンの種類 Vaccine		接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
インフルエンザ様型 (Hib) Haemophilus type b	1回				
	2回				
	3回				
	追加				
肺炎球菌 (7価結合型) Streptococcus	1回				
	2回				
	3回				
	追加				

予
防
接
種

ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ Diphtheria · Pertussis · Tetanus · Polio					
時 期	ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
第1期初回	1回				
	2回				
	3回				
第1期追加					

予防接種の記録 (1) Immunization Record

感染症から子ども（自分の子どもはもちろん、まわりの子どもたちも）を守るために、予防接種は非常に効果の高い手段の一つです。子どもたちの健康を守るために予防接種の効果と副反応をよく理解し、子どもに予防接種を受けさせましょう。

ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ Diphtheria · Pertussis · Tetanus · Polio					
時 期	ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
第1期初回	1回				
	2回				
	3回				
第1期追加					

予
防
接
種

B C G			
接 種 年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
●薬剤や食品などのアレルギー記入欄			

新

予防接種の記録 (2)

BCG			
接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks

ワクチンの種類 Vaccine		接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
麻疹 (はしか) Measles ・ 風しん Rubella	第1期				
	第2期				

日本脳炎 Japanese Encephalitis					
時期		接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー／ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
第1期 初回	1 回				
	2 回				
第1期 追加					

予防接種

1日

予防接種の記録 (2)

ワクチンの種類 Vaccine		接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
麻疹 (はしか) Measles ・ 風しん Rubella	第1期				
	第2期				

日本脳炎 Japanese Encephalitis					
時期		接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー／ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
第1期 初回	1 回				
	2 回				
第1期 追加					

予防接種

新

1日

予防接種の記録 (3)

ワクチンの種類 Vaccine		接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
ヒトパピローマ ウイルス (HPV) Human Papilloma (2価・4価)	1 回				
	2 回				
	3 回				

●薬剤や食品などのアレルギー記入欄

(新規)

予防接種

●その他